

第13章 参 考 資 料

1. 林道規程	365
2. 路面工施工幅の設計上の区分	375
3. 支道取付等にかかる舗装について	376
4. 植木等の植樹時期について	378
5. 詳細設計照査要領（発注前確認項目）	385
6. だれもが住みよいまちづくり条例抜粋	444
7. プレキャスト側溝図集（東北地方建設局図集抜粋）	490

1. 林道規程

昭和48年4月1日 林野道第108号

林野庁長官通達

〔最終改正〕平成3年4月1日 3林野基第264号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、林道の管理および構造に関する基本的事項を定め、森林の管理経営上適正な林道の整備を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、民有林国庫補助林道および国有林林道に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「幹線」とは、森林の管理経営からみて利用区域の根幹となる路線をいう。
- (2) 「支線」とは、幹線から分かれる路線をいい、「分線」とは、支線から分かれる路線をいう。
- (3) 「附帯施設」とは、林道の通行上及び構造上の機能保持のため設けられる防雪施設その他の防護施設・交通安全施設・標識・林業作業用施設等をいう。
- (4) 「設計車両」とは、林道の設計の基礎とする自動車をいう。
- (5) 「設計速度」とは、設計車両の速度をいう。
- (6) 「車線」とは、一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (7) 「車道」とは、もっぱら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。
- (8) 「路肩」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (9) 「保護路肩」とは、舗装構造及び路体を保護し、又は交通安全施設・標識等を設けるために盛土の路肩に接続して設けられる帯状の部分をいう。
- (10) 「車道の曲線部」とは、車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分をいう。
- (11) 「緩和区間」とは、車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設ける一定の区間をいう。
- (12) 「視距」とは、車道（車線の数を2とするもの）にあっては車線。以下、この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車道の中心線上にある10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車道の中心線に沿って測った長さをいう。
- (13) 「合成勾配」とは、縦断勾配と片勾配又は横断勾配を合成した勾配をいう。

(林道の種類及び区分)

第4条 林道の種類は、次による。

- (1) 自動車道
- (2) 軽車道

- 2 前項各号の林道には必要な附帯施設を含むものとする。
- 3 自動車道は次のように区分する。
 - (1) 自動車道1級 国道・都道府県道等と連絡する幹線
 - (2) 自動車道2級 自動車道1級および自動車道3級以外のもの
 - (3) 自動車道3級 小利用区域にかかる支線および分線
- 4 軽車道は、全幅員1.8メートル以上3.0メートル未満のもので軽自動車の通行できるものをいう。

第2章 管 理

(林道の管理者)

第5条 林道の管理者は、国有林林道にあっては営林署長、民有林林道にあっては地方公共団体、森林組合等の長とする。

(管理の義務)

第6条 林道の管理者は、その管理する林道について管理方法を定め、通行の安全をはかるようにつとめなければならない。

(林道台帳の整備)

第7条 林道の管理者は、別に定める林道台帳を整備し、これに林道の種類、構造、資産区分等を記載し、林道の現況を明らかにしなければならない。

(車両の通行に関する措置)

第8条 管理者は、交通の安全を確保するため必要がある場合には、法令に定める手続に従って、次の措置をとるものとする。

- (1) 車両の通行の禁止または制限
- (2) 乗車または積載の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他構造の保全または通行の危険防止のため必要な事項

第3章 自動車道の構造

(設計車両)

第9条 自動車道の設計に当たっては、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ同表の右欄に掲げる自動車が、安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

区 分	設 計 車 両
1級及び2級	普 通 自 動 車
3 級	小 型 自 動 車

2 設計車両の種類ごと諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

設計車両 \ 諸元 (メートル)	長さ	幅	高さ	前 端 オ ー バ ハ ン グ	軸 距	後 端 オ ー バ ハ ン グ	最 回 半	小 転 径
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6	
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12	

備考) この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 前端オーバーハング
車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 2 軸距
前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 3 後端オーバーハング
後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

(幅員)

第10条 車線及び車道の幅員は、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄及び車道幅員の欄に掲げる値とする。

区	分	車線の幅員 (メートル)	車道幅員 (メートル)
1 級	2 車線のもの	2.75	—
	1 車線のもの	—	4.0
2	級	—	3.0
3	級	—	2.0又は1.8

(設計速度)

第11条 設計速度は、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ、同表の設計速度欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができるものとする。

区	分	設計速度 (キロメートル/時間)	
1 級	2 車線のもの	40又は30	20
	1 車線のもの	40, 30, 又は20	—
2	級	30又は20	—
3	級	20	—

(路肩)

第12条 路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、路肩幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、長さ50メートル以上の橋、高架の自動車道又は地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、同表の路肩幅

員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができるものとする。

区分	路肩幅員 (メートル)		
1 級	2 車線のもの	0.75	0.50
	1 車線のもの	0.50	0.25
2	級	0.50	0.25
3	級	0.50又は0.30	0.25

2 保護路肩の幅員は、0.5メートル以下で必要最小限度とする。

(建築限界)

第13条 建築限界は、次の示すところによるものとする。

トンネル、長さ50メートル以上の橋および高架の自動車道以外の自動車道	トンネル、長さ50メートル以上の橋および高架の自動車道
<p>この図においてH・a・bおよびeはそれぞれ次の値をあらわすものとする。</p> <p>H = 4.5メートル、ただし、地形の状況と他の理由によりやむをえない場合には4.0メートルまで、自動車道3級については3.0メートルまで縮小することができる。</p> <p>a } 路肩幅員 e }</p> <p>b H-3.8メートル、ただし自動車道3級については、H-2.3メートルとすることができる。</p>	

(車道の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条 車道の曲線部の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の各区分欄の左欄に掲げる値以上とする。

ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、同表の曲線半径の欄の各区分欄の右欄に掲げる値まで縮小することができるものとする。

区 分 設計速度 (キロメートル/時間)	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)							
	1 級				2 級		3 級	
	2車線のもの		1車線のもの					
40	60	50	60	40	—	—	—	—
30	30	25	30	20	30	20	—	—
20	20	—	15	—	15	10	15	6

(曲線部の片勾配)

第16条 車道及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該自動車道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、8パーセント以下の片勾配を附するものとする。

(曲線部の拡幅)

第17条 車道の曲線部においては、次の表の自動車道の区分及び当該曲線部の曲線半径に応じ、同表の拡幅量の欄に掲げる値により車道及び車線を拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)	拡 幅 量 (メ ー ト ル)
1 級 (2車線のもの)	以上 未満	1.50 1.25 1.00 0.75 0.50 0.25 (1車線当たり)
	20 ~ 24	
	24 ~ 29	
	29 ~ 39	
	39 ~ 52	
	52 ~ 82	
82 ~ 130	0.25	

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)	拡 幅 量 (メ ー ト ル)
1 級 (1車線のもの) 及 び 2 級	以上 未満	2.25 2.00 1.75 1.50 1.25 1.00 0.75 0.50 0.25
	12 ~ 13	
	13 ~ 15	
	15 ~ 16	
	16 ~ 19	
	19 ~ 25	
	25 ~ 30	
	30 ~ 35	
	35 ~ 45	
	45 ~ 50	

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)		拡 幅 量 (メ ー ト ル)
	以 上	未 満	
3 級	6	9	1.00
	9	13	0.75
	13	25	0.50
	25	50	0.25

(緩和区間)

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむをえない場合には、この限りでない。

- 2 車道の屈曲部において片勾配を附し、または拡幅をする場合には、緩和区間においてすりつけるものとする。
- 3 車線の数を2とする場合は、次の表の左欄に掲げる設計速度ごとに応じ、同表の右欄に掲げる値を標準とする。

設計速度 (キロメートル/時間)	緩 和 区 間 長 (メ ー ト ル)
40	35
30	25
20	20

(視 距)

第19条 視距は、次の表の左欄に掲げる自動車道の設計速度に応じ、同表の視距の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には交通安全施設等を設置して、同表の視距の欄の右欄に掲げる値以上とすることができるものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	視 距 (メ ー ト ル)	
40	40	—
30	30	15
20	20	15

- 2 車線の数を2とする場合は、必要に応じ自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 縦断勾配は、次の表の左欄に掲げる自動車道の設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の左欄に掲げる値以下とする。

ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄に掲げる値以下（設計速度20キロメートル/時間については、延長100メートル以内に限り同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄（ ）内に掲げる値以下）とする。

区 分 設計速度 (キロメートル/時間)	縦断勾配 (パーセント)							
	1 級				2 級		3 級	
	2車線のもの		1車線のもの					
40	7	10	7	10	—	—	—	—
30	8	12	8	12	8	12	—	—
20	9	12	9	14	9	(16) 14	9	(18) 14

(縦断曲線)

第21条 縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。ただし、舗装箇所以外の箇所で縦断勾配の代数差が5パーセント以下の箇所については、この限りではない。

2 縦断曲線の半径は、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	縦断曲線の半径 (メートル)
40	450
30	250
20	100

3 縦断曲線の長さは、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	縦断曲線の半径 (メートル)
40	40
30	30
20	20

(路面)

第22条 路面は、砂利道又は舗装道とし、平坦かつ均一で十分な支持力をもたせるよう仕上げるものとする。

(横断勾配)

第23条 車道および車道に接続する路肩には、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を附するものとする。

路面の種類	横断勾配 (パーセント)
砂利道	5以下
セメントコンクリート舗装道及び アスファルトコンクリート舗装道	1.5以上2以下

(合成勾配)

第24条 合成勾配は、12パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場

合には、次の表の右欄に掲げる値以下とすることができるものとする。

区 分		合成勾配 (パーセント)
1 級	2 車 線 の も の	12
	1 車 線 の も の	14
2 級		16
3 級		18

(鉄道等の平面交差)

第25条 自動車道が鉄道または軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する自動車道は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側から30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の縦断勾配は2.5パーセント以下とすること。

ただし、自動車の交通量がきわめて少ない場合または地形の状況その他の理由によりやむをえない場合には、この限りでない。

- (3) 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と自動車道の中心線との交点から、軌道の外方自動車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機、その他の保安設備が設置される場合又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない場合には、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (キロメートル/時間)	見とおし区間の長さ (メートル)
50 未 満	110
50 以 上 70 未 満	160
70 " 80 "	200
80 " 90 "	230
90 " 100 "	260
100 " 110 "	300
110 以 上	350

(自動車道の取付け)

第26条 自動車道と他の道路との取付けは、必要に応じ、左右に通行できるようにするものとする。

(排水施設)

第27条 排水のため必要がある場合においては、側溝、集水ます、その他適当な排水施設を設けるものとする。

- 2 側溝および集水ます等の位置、構造等は、排水上適当なものでなければならない。
- 3 積雪地方および凍上のおそれのある箇所については、特に十分な排水設備を設けなければならない。

(橋、高架の自動車道)

第28条 橋、高架の自動車道その他これに類する構造の自動車道の設計に用いる設計車両の荷重は、当該自動車道の

区分及び自動車の交通の状況に応じ、次の表の右欄に掲げる値とする。

区 分		設計車両の荷重 (t : トン)
1 級	2 車 線	25 t f A 荷重
	1 車 線	25 t f A 荷重又は14 t
2 級		
3 級		14 t 又は 9 t

(待避所および車廻し)

第29条 待避所は、自動車道の区分に応じ次の規格により設けるものとする。

区 分	間 隔 (メートル)	車 道 幅 員 (メートル)	有 効 長 (メートル)
1 級	300以内	5.0以上	20以上
2 級	500以内	5.0以上	20以上
3 級	500以内	4.0以上	10以上

2 車廻しを特に設ける場合にあつては、車道幅員を10メートルまで拡張することができるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第30条 なだれ、吹きだまり等により交通に支障を及ぼすおそれのある場合には、柵工、階段工、雪覆工等の施設を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は自動車道に損傷を与えるおそれのある場合には、さく、擁壁その他適当な防護施設を設けるものとする。

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、防護柵、道路反射鏡その他これらに類する交通安全施設を設けるものとする。

(標 識)

第32条 自動車道の起点及び終点には、標識をたてその区間を示すものとする。

2 交通の安全と円滑な通行をはかるため必要に応じ、警戒、規制または指示標識を設けるものとする。

(林業作業用施設)

第33条 森林の経営管理のため、林道を利用した作業に必要がある場合には、土場施設、防火施設等を設けることができるものとする。

第 4 章 雑 則

第34条 この規程により難い事由がある場合には、林野庁長官の承認を受けて、この規程によらないことができる。

2 現に存する自動車道の構造でこの規程に適合しない部分については、これを改良する場合のほか、この規程は適用しない。

3 大規模林業圏開発事業に係る林道の構造については、別に定めるところによる。

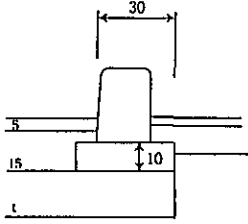
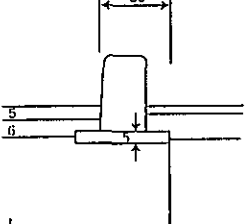
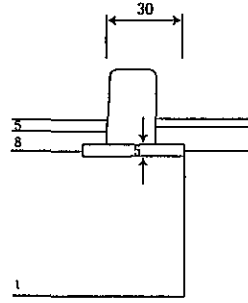
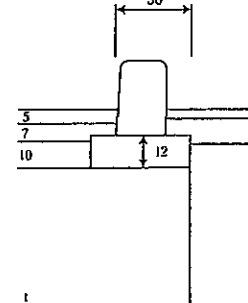
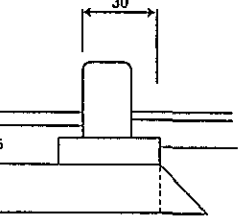
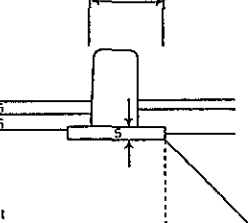
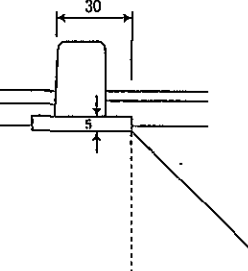
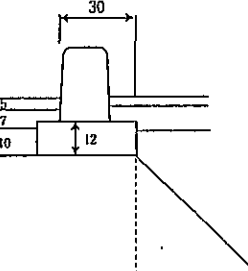
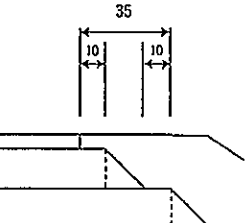
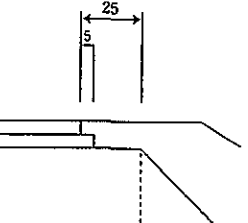
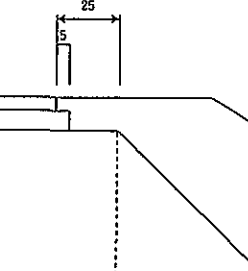
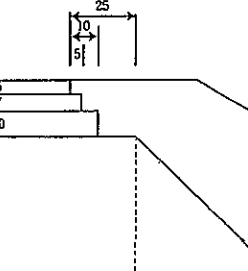
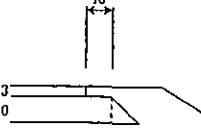
附 則 この規程は、昭和48年4月1日からこれを適用する。

2 第34条第1項の適用については、林野庁長官が別に定める場合には、同項の承認を受けたものとみなす。

- 附 則 (昭和52年 8月 52林野第331号林野庁長官通達)
この規程は、昭和52年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和54年 6月 54林野道第277号林野庁長官通達)
この規程は、昭和54年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和55年 6月 55林野道第55号林野庁長官通達)
この規程は、昭和55年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和58年 6月 58林野道第379号林野庁長官通達)
この規程は、昭和58年 7月 1日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和59年 6月 59林野道第425号林野庁長官通達)
この規程は、昭和59年 5月11日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和60年 6月 60林野道第109号林野庁長官通達)
この規程は、昭和60年 5月18日からこれを適用する。
- 附 則 (昭和63年 4月 63林野道第50号林野庁長官通達)
この規程は、昭和63年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 (平成 3年 4月 3林野基第264号林野庁長官通達)
この規程は、平成 3年 4月 1日からこれを適用する。

2. 路面工施工巾の設計計上区分

単位：cm

設計 交通量 区分	L 交通	A 交通	B 交通	C 交通	
歩道 有無 切盛区分	密粒度 As 5 粒調砕石15	密粒度 As 5 As 安定処理 6	密粒度 As 5 As 安定処理 8	密粒度 As 5 粗粒度 As 7 As 安定処理10	
歩道有 (切土部)					<p style="text-align: center;">基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 均しコンクリートが一層舗装厚の5割を越えない時は施工巾を変更しない。 2. 下層路盤のはみ出しは最低250。 3. 粒調路盤上のAs合材舗設に要する型枠巾は100。 4. As合材上のAs合材舗設に要する型枠巾は50。 5. 盛土区間の路側路盤材は勾配1:1とする。 6. 歩道設置区間における粒調路盤巾は歩車道境界ブロックの均しコンクリート巾を確保する。 7. 歩道設置しない切土区間については通常路側側溝があるので定型化しない。 8. 図はフラット方式だが、マウントアップ方式もこれに準ずる。
歩道有 (盛土部)					
歩道無 (盛土部)					
				歩道 (盛土部)	

3. 支道取付等に係る舗装について

(1) 公道（他の国県道・市町村道等）との取付舗装

1. 整備完了済道路の場合

改築済舗装構成に合わせ、現機能確保を原則とする。

2. 改築計画確定済で同時施工の場合

管理区分・施工区分・費用負担区分等について協議することとなるが、一般に上位道路の隅切部までは上位道路の舗装構成に合わせてよい。

3. 改築計画確定済で一方が先行する場合

先行する側が交通安全上必要な処理を実施すべく協議することとなるが、計画に対して手戻りになる場合は必要最小限の舗装構成とするなどの適正な処理を行う。

4. 改築計画のない場合

必要最小限の舗装構成とする。(2)－2に準じることを標準とする。)

(2) 乗入口の舗装

1. おおむね、車体長8 m以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び運輸倉庫の通路等

密粒度 As 5 cm + 粗粒度 As 10 cm + 0～40%_mラン30cm

なお、歩道部については、前後の連続性・施工性を考慮のうえ、表層を密粒度 As にかえて細粒度 As としてよい。

2. 一般の通路（1. 以外）

密粒度 As 5 cm + (粗粒度 As 5 cm) + 0～40%_mラン25cm

なお、歩道部については、前後の連続性・施工性を考慮のうえ、表層を密粒度 As にかえて細粒度 As としてよい。

注) 舗装区域については、現況巾員を原則とし適切な隅切を行う。また、現況舗装済の場合は、必要取付区間全てを舗装してよいが、現況未舗装の場合は、停止車両1台分（本線端部より5 m程度）を限度とし、それ以外は路盤のみとする。なお、耕作地等への乗入口においては必要最小限の舗装とする。

(3) 現道すりつけ舗装

1. すりつけ部の改築が継続して実施される場合

必要最小限の舗装構成とする。(2)－2に準じることを標準とする。)

2. すりつけ部の改築が当面実施されない場合

本線舗装構成に準じる。

注) すりつけ区間は、平面・縦断線形、巾員等を考慮し、交通処理上支障のないよう処理するものとする。

(4) 路肩部の舗装

1. 一般の路肩

側帯（側帯のない道路にあっては車道外25cmの部分）については、車道と同じ構成とする。それ以外について

はL交通相当を原則とするが、A交通・B交通の場合は、当面車道と同じ構成にしてよい。

2. 耐水処理のみにかかる路肩

在来の道路敷等における耐水処理部の舗装は必要最小限の舗装構成とする。(2)-2に準じることを標準とする。)

4. 樹木等の植樹時期について

植栽時期の選択は、植物の活着及びその後の生育を左右する最も大きな要因のひとつである。一般的には、植物の生長が止まる休眠期（秋期）から発芽前（初春）までが植栽の時期とされているが、積雪や寒風等による影響が考えられる本県においては、12月中旬から3月中旬までの期間を避けた植栽工事が望まれる。

植栽適期としては、植物の活力が旺盛となる前（発芽前）の3月下旬から4月下旬までの期間と、新葉が伸びきった6月中旬から7月中旬までの梅雨期が望ましい。

しかし、それぞれの工事の工程上、秋以降に植栽を行う場合には積雪、寒風等の影響を考慮して、できるだけ早期の施工が望まれる。

なお、秋期植栽のときの常緑樹については、できるだけ早い時期に行い、落葉樹については、葉面からの水分の蒸散を抑制する意味から落葉後に行うのが望ましい。

宮城県内（仙台周辺を基準とする）の樹種別植栽適正時期については別表によるが、県北部や県南部のうち山間部については、別表に対して10日前後のずれを見込むものとする。

（※高木落葉樹や低木は適切な処理を行えば、開葉期でも植栽は可能である。）

※参考資料 「適期以外の植栽」

植栽工事は、適期とされる時期に施工するのが望ましいが、工程等の関係で、適期以外に施工せざるを得ない場合が多い。適期以外の施工においては、特別な配慮が必要となる。

〔解説〕

適期以外に植栽を行う場合は、次の点に留意する。

春（開葉期）

- 開葉途中の材料は使用しない。
- 植栽地より寒冷地の生産地から、開葉前の材料を入手する。
- 寒冷地よりの入手が困難な場合は、あらかじめ当該地に仮植して開葉を遅らせる。

夏

- 葉面よりの蒸散量を抑制するため、 $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{2}$ 程度枝葉の剪定を行う。
- 蒸散抑制剤の散布を行う。
- 根鉢に十分水を含ませる。
- 運搬距離を短くするか、途中で灌水を行う。
- 現場に搬入された材料は、当日に植付ける。
- 植付け時には、根鉢の中まで水がゆきわたるように灌水する。

秋


- 防寒対策（幹巻き、蒸散抑制剤散布等）を施す。
- 積雪による枝折れ等を防ぐため、雪囲いを行う。
- 常緑樹は、防風ネット等による保護を行う。
- 晩秋では、水極めは行わず、土極めとする。

冬（積雪期）

- 厳寒期には作業を行わない。
- やむを得ず除雪を行って植栽する場合、根鉢の周囲に雪塊が混入しない様十分留意する。
- 水極めは行わず、土極めとする。
- 幹巻き、雪囲い等の養生を行う。

宮城県内（仙台周辺を基準とする）植栽の適正時期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高木類（針葉樹）													
イチイ科	イチイ, カヤ												
スギ科	スギ												
	コウヤマキ												
	メタセコイヤ												
ヒノキ科	イトヒバ, カイズカイブキ, サワラ												
マツ科	アカマツ												
	クロマツ												
	ドイツトウヒ, ヒマラヤスギ, モミ												
高木類（常緑樹）													
ウコギ科	カクレミノ												
クスノキ科	ゲッケイジュ, タブノキ												
スイカズラ科	サンゴジュ												
ツバキ科	サザンカ, ツバキ, ヤブツバキ												
	モッコク												
バラ科	カナメモチ												
ブナ科	ウバメガシ, シラカシ, マテバシイ												
モクセイ科	キンモクセイ, ヒイラギ, ヒイラギモクセイ												
モクレン科	タイサンボク												
モチノキ科	イヌツゲ, クロガネモチ, モチノキ												
高木類（落葉樹）													
イチョウ科	イチョウ												
エゴノキ科	エゴノキ												
カエデ科	ノタヤカエデ, ノムラモミジ, ヤマモミジ												



 不適期 やや適期 適期


宮城県内（仙台周辺を基準とする）植栽の適正時期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高木類（落葉樹）													
カツラ科	カツラ												
カバノキ科	シラカバ												
ザクロ科	ザクロ												
シナノキ科	オオボダイジュ, シナノキ												
スズカケノキ科	スズカケノキ（プラタナス）												
ツバキ科	ナツツバキ												
トチノキ科	トチノキ												
ニガキ科	シンジュ												
ニレ科	ケヤキ, ハルニレ												
バラ科	ソメイヨシノ, ウメ, ナナカマド												
ブナ科	カシワ, クヌギ, コナラ												
マメ科	エンジュ, ニセアカシヤ, ネムノキ												
マンサク科	アメリカカフウ												
ミズキ科	ハナミズキ, ミズキ, ヤマボウシ												
ミソハギ科	サルスベリ												
モクセイ科	ムラサキハシドイ（ライラック）												
モクレン科	コブシ, ハナモクレン, ユリノキ												
ヤナギ科	カロリナポプラ, シダレヤナギ												
低木類（針葉樹）													
イチイ科	キャラボク												
ヒノキ科	ハイビャクシン												
低木類（常緑樹）													
アカネ科	コクチナシ, ハクチョウゲ												

不適期 やや適期 適期

宮城県内（仙台周辺を基準とする）植栽の適正時期

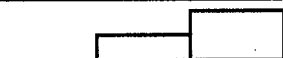
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
低木類（常緑樹）													
ウコギ科	ヤツデ												
オトギリソウ科	キンシバイ, ビョウヤナギ												
ジンチョウゲ科	ジンチョウゲ												
スイカズラ科	アベリア												
ツゲ科	クサツゲ, ボックスウッド												
ツツジ科	アセビ, ツツジ, シャクナゲ, カルミア												
ツバキ科	カンツバキ, ハマヒサカキ												
トベラ科	トベラ												
ニシキギ科	マサキ												
バラ科	シャリンバイ												
ミズキ科	アオキ												
メギ科	ナンテン, ヒイラギナンテン												
モチノキ科	マメツゲ												
ヤブコウジ科	マンリョウ												
低木類（落葉樹）													
アオイ科	フヨウ, ムクゲ												
スイカツラ科	タニウツギ, ハコネウツギ												
ツツジ科	ドウダンツツジ, レンゲツツジ												
ニシキギ科	ニシキギ, マユミ												
バラ科	コデマリ, ボケ, ユキヤナギ												
マメ科	ハナズオウ, ミヤギノハギ												
マンサク科	トサミズキ, ヒュウガミズキ												



 不適期 やや適期 適期

宮城県内（仙台周辺を基準とする）植栽の適正時期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
低木類（落葉樹）													
モクセイ科	レンギョウ	■	■	■	■			■	■	■			■
モチノキ科	ウメモドキ	■	■	■	■			■	■	■			■
ユキノシタ科	アジサイ、ガクアジサイ	■	■	■	■			■	■	■			■
低木類（特殊樹）													
ヤシ科	シュロ	■	■	■	■			■	■				
イネ科	ダイミョウチク	■	■	■	■			■	■				
低木類（地被植物）													
ウコギ科	ヘデラ	■	■	■	■			■	■	■			■
イネ科	コウライシバ	■	■	■	■			■	■	■			■



 不適期 やや適期 適期

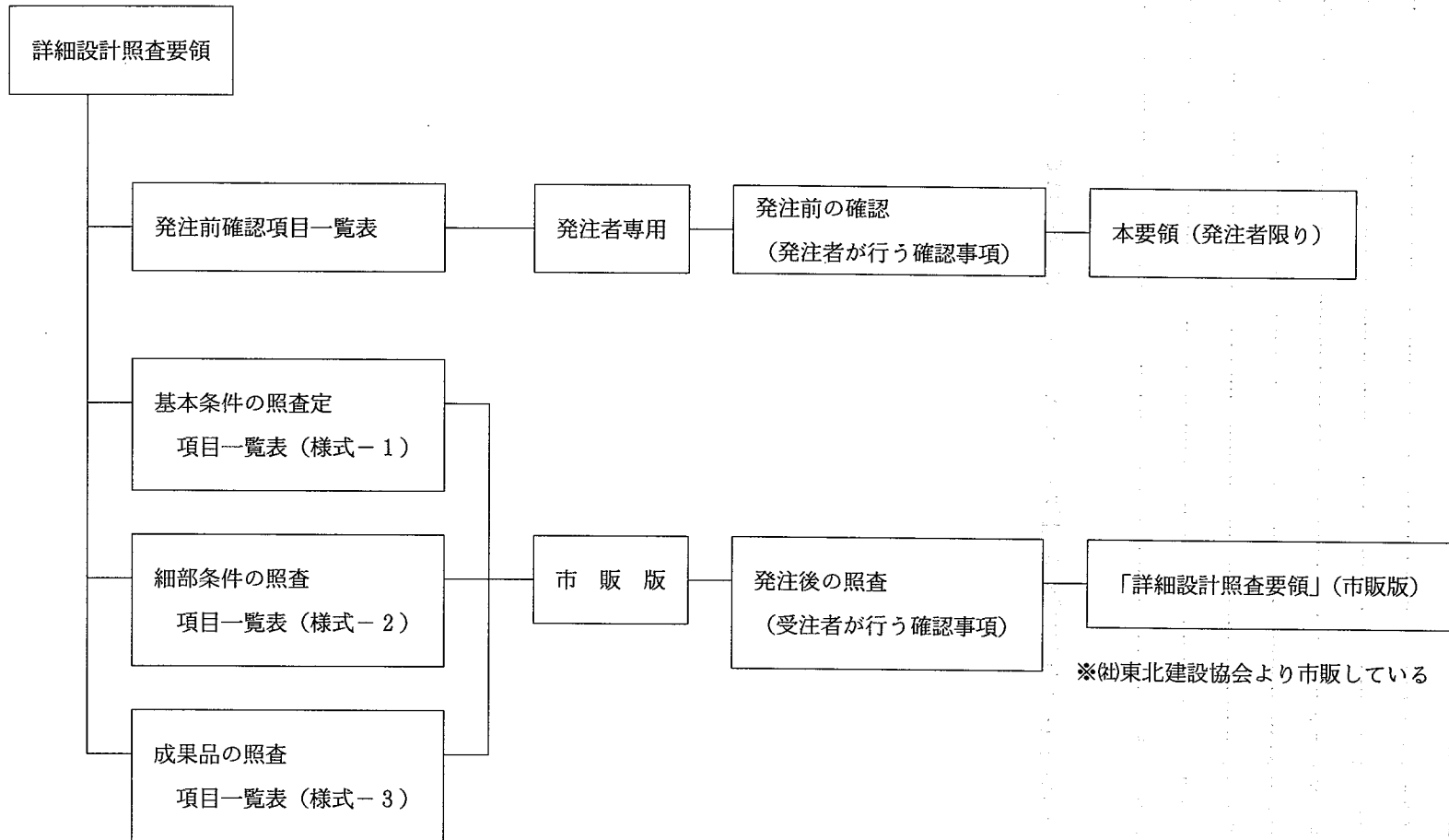
5. 詳細設計照査要領

目 次

詳細設計照査定要領の概要	387
詳細設計照査フローチャート	391
樋門・樋管詳細設計照査フローチャート	392
排水機場詳細設計照査フローチャート	397
築堤護岸詳細設計照査フローチャート	406
道路詳細設計照査フローチャート	412
橋梁詳細設計照査フローチャート	425
山岳トンネル詳細設計照査フローチャート	431
共同溝詳細設計照査フローチャート	437

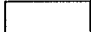

※仮設構造物設計は、受注者が請負ってから作成する項目のみなので、本要領には記載されていません。

詳細設計照査要領の区分



- ◎ 本要領は、詳細設計照査要領の内から発注者が行う発注前確認事項のみを編集したものであり、市販版と併せて活用をする。なお、本要領は発注者限りであるので、取り扱いには注意すること。
- 又、「詳細設計照査要領」(市販版)にない、小構造物の審査には、(株)宮城県測量設計業協会発行「測量設計業務社内審査リスト」もしくは、同等の審査リストを適用できる。

詳細設計照査要領の概要

<注意> 、部は、発注者を対象としているため、市販版には記載されていません。

1. 本照査要領の目的

1) 成果品の品質向上

社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、本照査要領を活用することにより設計の主要事項を系統的に把握できるとともに、迅速な照査が可能となる。

2) 担当技術者の資質向上

業務量の増加、業務内容の複雑化・多様化が進む一方で、担当技術者の不足、相対的な資質の低下が懸念されており、本照査要領を活用することを通して、照査のポイント修得が可能であり、技術者の資質の向上に寄与する。

3) 基本事項の統一による照査の効率化

本照査要領は全国統一版であり、建設省の発注機関は全て本要領に基づいた照査を受注者に義務づけるものとするため、基本事項の統一により照査の効率化を図ることが可能である。

2. 本照査要領の特徴

1) 設計の自由度の尊重

設計の自由度を尊重するため、設計マニュアル(基準)的なものでなく、設計の基本に関する事項を体系的に記載し、各事項に対応する照査の完了を一目で把握できるものとしている。従って、照査手段、諸基準等との関連をはじめとする具体的照査内容については受注者の判断によるものとなる。

2) 段階的照査の実施による業務推進の円滑化

業務の主要な段階毎に、照査状況を打ち合わせ等を通して発注者に報告することを手続きとして標準化しており、これにより、設計条件等発注者からの与条件の取り違い等が発見しやすくなり、条件設定ミス等による業務の手戻り発生を防止することができる。

3) 設計調書の作成

基本事項の照査の結果を一覧表形式にとりまとめた「設計調書」の作成を行うことにより、発注者は設計成果の概要が容易に把握できるとともに、受注者にとってもデータベース構築等を行うことによりマクロ的チェックも可能となる。

3) 照査項目一覧表

照査フローチャートに従って、設計の主要な区切り毎に受注者が実施すべき基本的照査項目を一覧表に整理したものである。作成は主要な区切り（3段階）毎に行うものとし、作成の手順は以下のとおりとする。

- ①業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に○印を付す。
- ②照査を完了した項目について「確認欄」に○印及び日付を記入する。
- ③照査技術者及び管理技術者の確認を受ける。（確認印）
- ④発注者に提出し、照査状況の報告を行う。

又、上記④の提出に際しては、必要に応じて、提示資料欄に記載された資料、各種検討書等を別添資料として添付するものとする。

発注者は、提出された照査項目一覧表を手元において、報告を受けた項目毎に赤印チェックをつけることにより、照査状況を的確に把握するものとする。尚、赤印の記入等をおこなった（発注者のチェック、コメント等を付加した）資料は、受注者に返却せず、発注者に於いて業務完了まで保管する。

4) 設計調書

業務の成果のうち主要な設計諸元、使用材料、応力計算等について、チェックのうえ、とりまとめるものである。作成は受注者が行い発注者に提出を行う。尚、各照査段階においても有効活用を図るものとする。

5. 用語の定義

1) 照査

受注者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び技術計算等の検算であり、本照査要領に記載された照査項目は標準的と判断する設計の基本事項である。

2) 照査状況の把握

調査職員が設計業務の完了までに行う、業務履行状況の把握の一部であり、業務打ち合わせ等を通して、条件の明確化、疑義をただす等により適切な成果品を求めることが重要である。尚、調査職員が成果品の品質についての適否を判断するものではないので留意する必要がある。

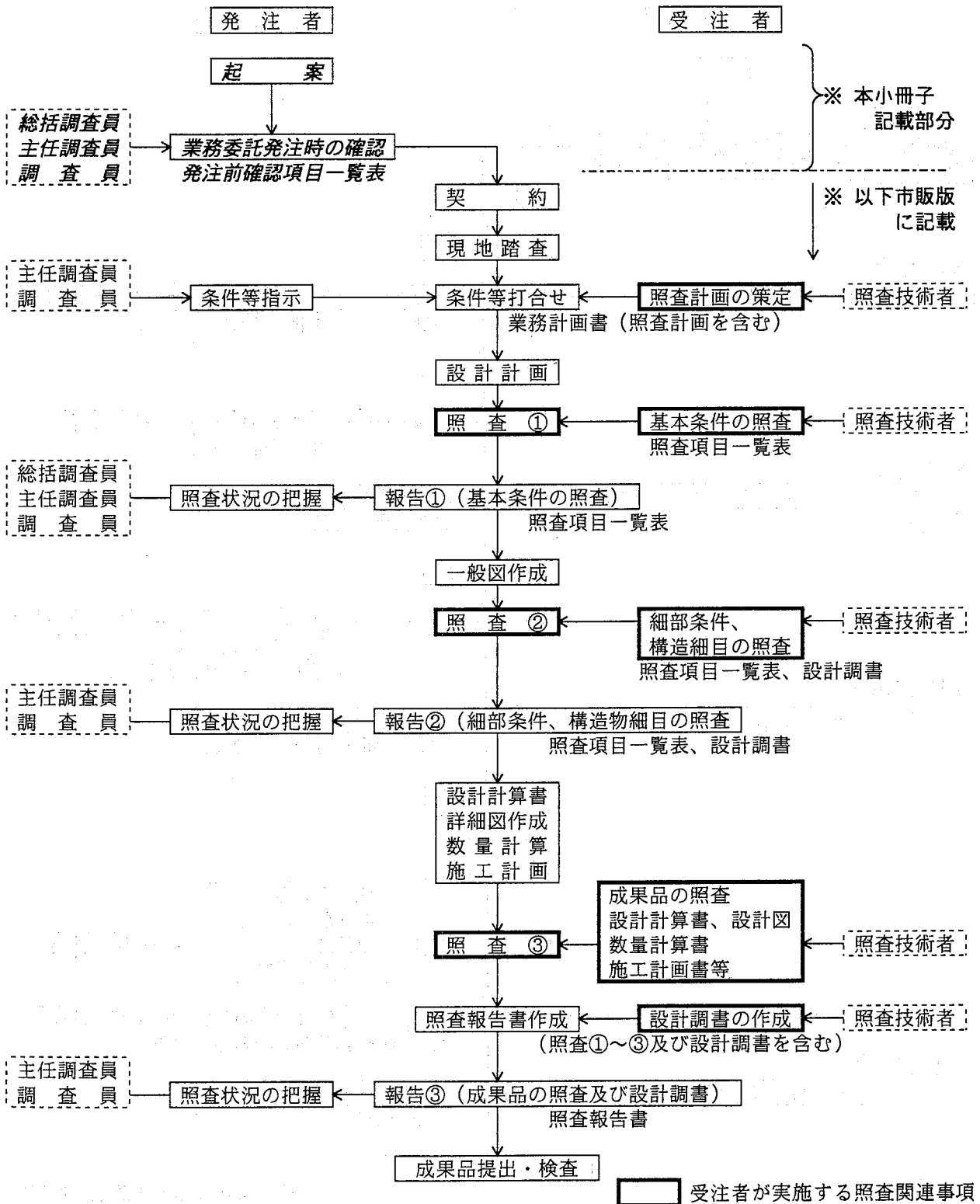
6. その他記載等にあたっての留意事項

- 1) 各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同となる場合は、確認が済んだ事項に○印と日付を記入し、未確認の事項が明確になるように徹底すること。
- 2) 照査項目の中に、複数の確認項目がある場合（例えば関係機関協議が複数ある場合）は、必ず備考欄又は別紙を用いて確認済み

項目が解るようにすること。

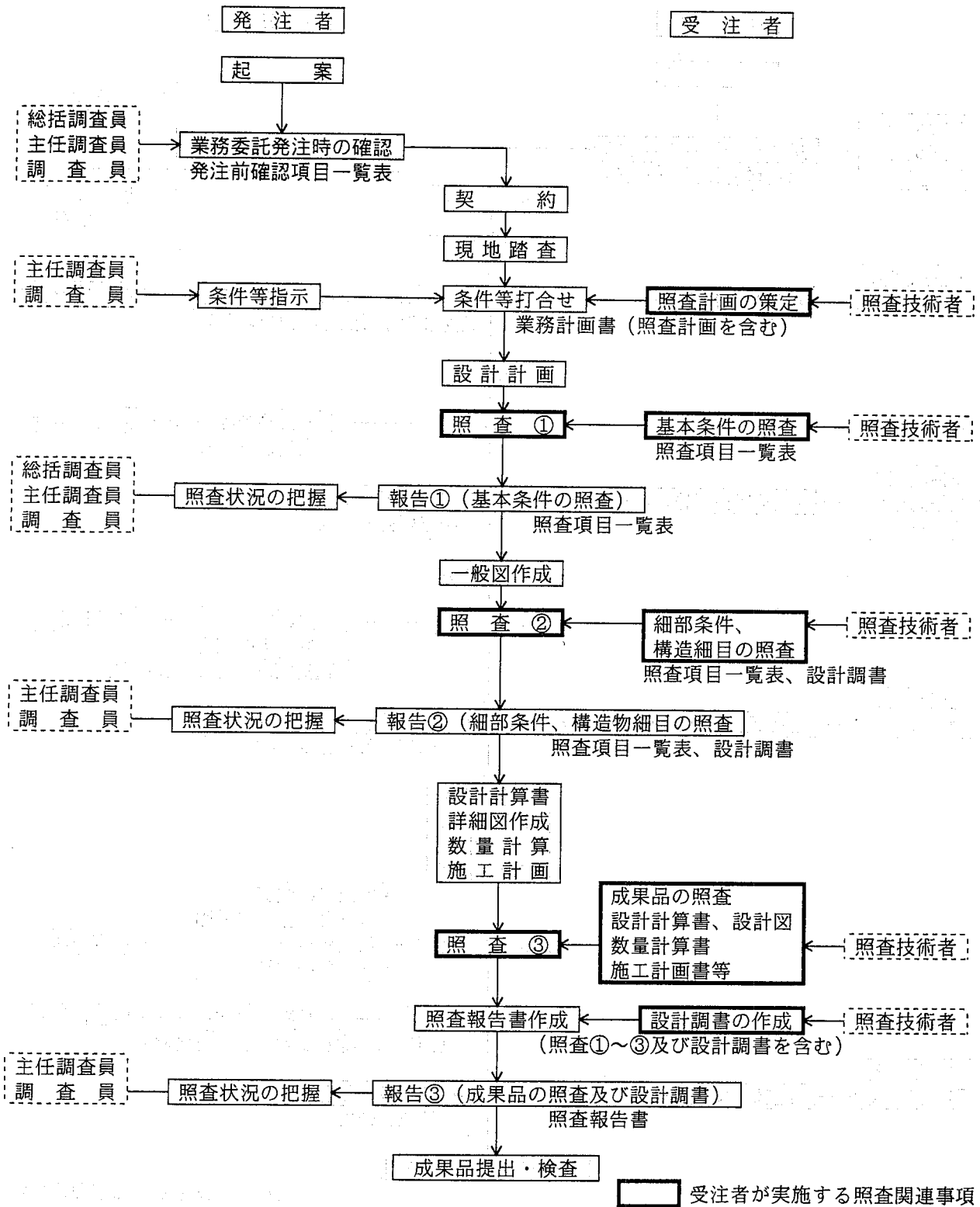
- 3) 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なるおそれがあると判断する場合は、備考欄等を用いて具体の確認項目を明示すること。
- 4) 業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各様式の最後に添付した「追加項目記入表」を利用するものとする。又、予備設計や修正設計に本照査要領を活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査すること。
- 5) 建設省発注の業務においては、照査報告書に本照査要領に基づき作成した資料を添付すること。
- 6) 設計調書等 A 4 判サイズでは記入困難な場合は、A 3 判に拡大して記入すること。

詳細設計照査フローチャート



注 記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

樋門・樋管詳細設計照査フローチャート



注 記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 年 月 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的・主旨	1) 樋門・樋管の設置目的は明確になっているか。	特記仕様書			
2	設計の範囲、内容、数量及び履行期間	1) 設計の範囲、内容、数量及び履行期間は決定しているか。 (取付護岸、築堤護岸、取付水路の設計延長)	共通仕様書			
3	樋門・樋管の名称	1) 樋門・樋管の名称は決定しているか。	特記仕様書			
4	河道条件	1) 本川及び支川の河道改修計画（暫定計画・将来計画）があるか。	//			
		2) 計画平面、縦断、横断形状は決定しているか。	//			
		3) 計画堤防の定規断面は明確になっているか。	//			
		4) 水理条件は明確になっているか。				
		5) 現況河道（堤防）の整備状況はどうか。また、未改修の場合改修の時期は決定しているか。				
5	設計基本条件	1) 断面、敷高は決定しているか。	//			
		2) 樋門・樋管設置位置は決定しているか。	//			
		3) 基礎形式及び本体構造形式の基本方針は定まっているか。	//			
		4) 近接する他の河川工作物との距離を確認しているか。				
		5) 本体の沈下を許容できない特殊な制約条件の有無を確認しているか。				
		6) 樋門・樋管の重要度の区分（A種、B種）は明確になっているか。				
		7) 操作室上屋の有無は決定しているか。				
		8) 護岸タイプは決定しているか。				
		9) ゲートの設計水位、操作水位は決定しているか。				
		10) ゲート等、機電設備の設計の有無が決定しているか。				
		11) 仮締切等の条件が整備されているか。				
		12) 標準設計の適用は可能か。				
6	施工上の基本条件	1) 水路切廻し、搬入路等の借地の見通しはあるか。				
		2) 工事時期は決定しているか。				
		3) 旧施設の撤去条件及び撤去時期は明確になっているか。				
		4) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか。				
		5) 環境上特に配慮すべき事項があるか。				
		6) 樋門・樋管設置のための用地は確保されているか。				
		7) 近接構造物、地下構造物の有無を確認したか。				

発注前確認項目一覧表

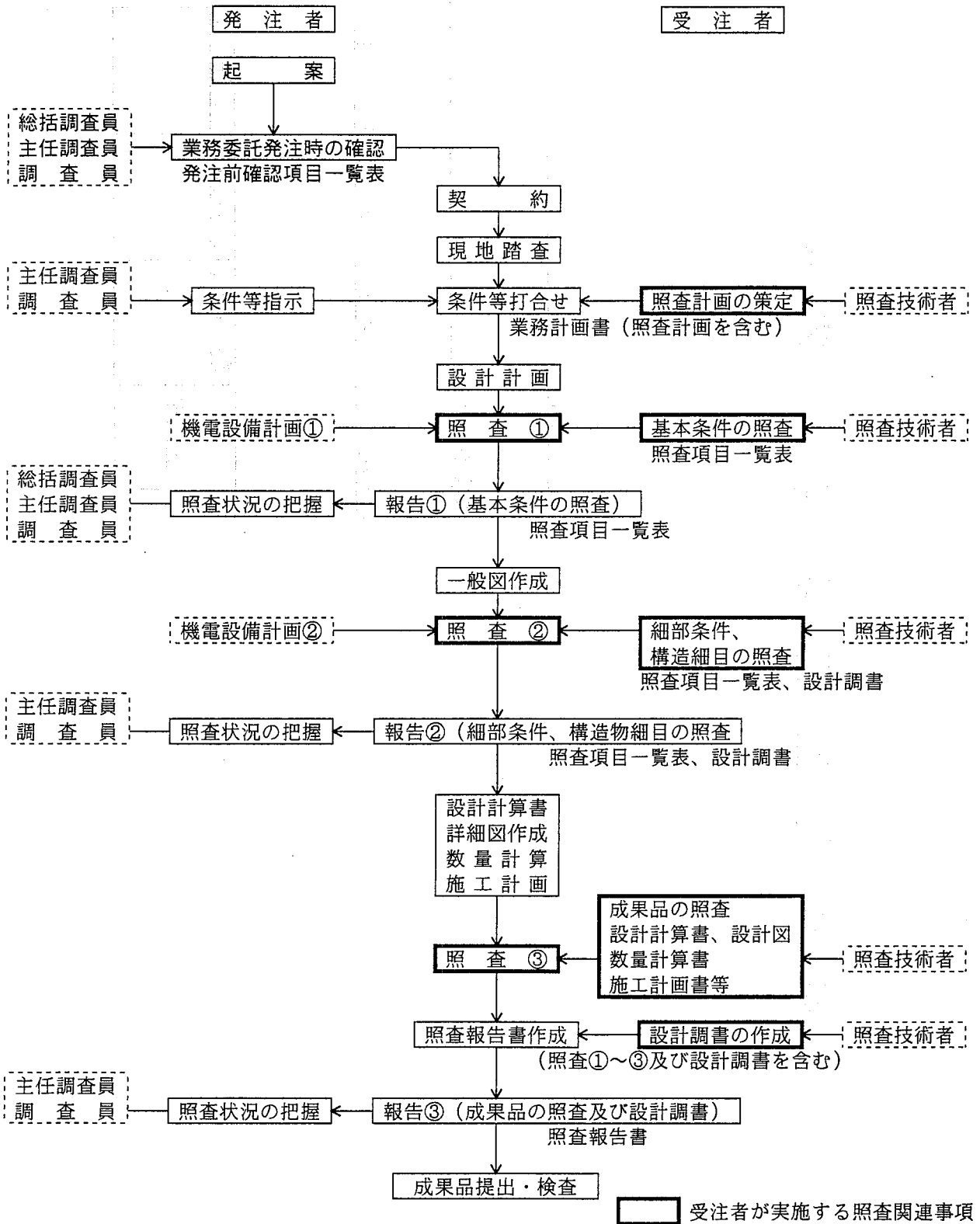
No	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
7	維持管理	8) 工期を制約する現場条件はあるか。 9) 周辺の土地利用状況を把握したか。				
8	関連機関との調整	1) 施設管理（予定）者から提示された設計上考慮すべき条件はないか。 2) 完成後の施設の帰属は決定しているか。	協議書など			
9	資料の確認	1) 他の河川管理者との調整は済んでいるか。 2) 道路管理者との調整は済んでいるか。 3) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。 4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。 5) 上屋の建築確認は必要となるか。	水理検討書 設計報告書 地質調査報告書			
10	景観への配慮	1) 水理検討（流域の設定、流出量、内外水位等）が明確になっているか。 2) 樋門・樋管予備設計の報告書があるか。 3) 地質調査報告書があるか。 追加ボーリングは必要ないか。 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 （圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等）	測量成果品			
11	現地踏査	4) 測量成果（平面、縦断、横断）が整備されているか。 5) 構造物台帳に整理されているか。 （占用工作物、許可工作物、構造物の設計図等） 6) 用地境界が明確であるか。	既工事竣工図 設計図			
12	成果品	1) 特別に景観を配慮する必要があるか。 2) 景観検討の方針、内容は決定しているか。				
13	その他	1) 既設構造物及び取り付け状況を把握したか。 2) 支障物件はあるか。（近接構造物等の移設は必要か。）				
14	コスト縮減	1) 成果品の内容（部数、サイズ）は決定しているか。 2) パースの必要性の有無が決定しているか。	コスト縮減 設計留意書 特記仕様書			
15	建設副産物	1) 他事業との調整は済んでいるか。 1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか 1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか				

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

No	項目	主 な 内 容	確認資料	該当 対象	確認	備 考

排水機場詳細設計照査フローチャート



注記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 年 月 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的・主旨	施設の設置目的は明確になっているか	特記仕様書 共通仕様書			
2	設計の範囲、内容、工程、数量	1) 設計の範囲、内容、工程、数量は決定しているか 2) 土木、建築、機械、電気の設計の種分けが明確になっているか 3) 機電設備関係の設計の有無が決定しているか 4) 確認申請等の提出資料の業務範囲は明確になっているか	特記仕様書 予備設計報告書			
3	機場名	1) 機場名は決定しているか				
4	河道条件	1) 本川及び支川の河道改修計画（暫定計画、将来計画）があるか 2) 本川及び支川の計画平面、縦断、横断形状は決定しているか 3) 本川及び支川の堤防の定規断面が明確になっているか 4) 本川及び支川の水理条件は明確になっているか	特記仕様書			
5	設計基本条件 ①機電設備関係 (主ポンプ関係)	1) ポンプ総排水量は決定しているか 2) 暫定、全体計画は決定しているか 3) ポンプ台数割は決定しているか 4) ポンプ形式・口径は決定しているか	予備設計報告書 特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
		5) ポンプ床形式は決定しているか 6) ポンプ運転水位は決定しているか 7) ポンプ揚程は決定しているか 8) 吐出ゲートの位置・規模は決定しているか 9) 吐出ゲートの形式は決定しているか 10) スクリーン、除塵設備の設置数は決定しているか 11) スクリーン、除塵設備の形式は決定しているか 12) 沈砂池の設置の有無は決定しているか 13) 沈砂池の規模は決定しているか 14) 運転管理方式は決定しているか 15) 原動機の種類・容量は決定しているか 16) 原動機方式を確認しているか 17) 自家発電設備の容量は決定しているか 18) 予備発電装置の容量は決定しているか 19) 受変電設備の容量は決定しているか 20) 冷却設備の方式は決定しているか 21) 冷却水槽の有無及び容量は決定しているか 22) 天井クレーンの形式・容量・対象物・揚程等は決定しているか 23) ポンプ運転時間は決定しているか				

発注前確認項目一覧表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
	②土木関係	24) 燃料槽の容量、構造は決定されているか 25) 騒音規制は調査しているか 26) ポンプ設備等の搬入・搬出方法は決定しているか 27) ゴミの収集、処理方法は決定しているか 1) 機場設置位置は決定しているか 2) 吸水槽の深さ、幅は決定しているか 3) ポンプ室の床の標高は決定しているか 4) エンジン室の床の標高は決定しているか 5) 3)及び4)の決定は、内水氾濫を考慮しているか 6) 沈砂池及びスクリーン受の基本構造は決定しているか 7) 吐出水槽の設置位置、敷高は決定しているか 8) 吐出水槽の規模は決定しているか 9) 樋管設置位置は決定しているか 10) 吐出樋管の規模は決定しているか 11) 樋管の構造形式は決定しているか 12) 樋管の機能は決定しているか (専用樋管又は兼用樋管) 13) 樋管の断面、敷高は決定しているか 14) 樋管操作室上屋の有無が決定しているか	特記仕様書 予備設計報告書			

発注前確認項目一覧表

No	項目	主 内 容	確認資料	該当 対象	確 認	備 考
6	③建築関係	15) 基礎形式の基本方針が定まっているか 16) 護岸タイプは決定しているか 17) 取付水路の形式は決定しているか 18) 仮設備計画（仮締切工法・土留工法等）は決定しているか 1) 機场上屋の位置・規模（階層、面積）は決定しているか 2) 諸室のスペース、配置は決定しているか 3) 構造形式は決定しているか 4) 常駐人員、操作人員等が決定しているか 5) 見学者対応を考慮した施設とするかの方針は決まっているか 6) 身障者対応を考慮した施設とするかの方針は決まっているか 7) 外構整備の方針は決まっているか 8) 関連基準、規制等は調査してあるか 9) 構造基準は、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠しているか	特記仕様書 予備設計報告書			
	施工上の基本条件	1) 水路の切廻し、搬入路、ヤード確保の見通しはあるか 2) 工事時期全体工程が決定しているか	予備設計報告書 特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
7	維持管理	1) 維持管理の方法は決定しているか	予備設計報告書			
8	関連機関との調整	1) 他の河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか 3) 地元及び地権者との調整は済んでいるか 4) 消防署との協議は済んでいるか 5) その他関係機関との調整は済んでいるか	協議書など			
9	資料の確認	1) 水理検討（流域の設定、流出量、内外水位、計画排水量、最大内水位、ポンプ運転開始水位等）が明確になっているか 2) 予備設計の報告書があるか 3) 地質調査報告書があるか 追加ボーリングは必要ないか 軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか （圧密沈下・液状化・地盤支持力・法面安定・側方移動等） 4) 測量成果（平面、縦断、横断）が整理されているか、目的に対して十分な内容か 5) 構造物台帳に整理されているか （占用工作物、許可工作物、既設樋管の設計図等） 6) 用地境界（境界座標）が決定しているか 7) 操作規則・要領(案)は策定しているか	水理検討書 予備設計報告書 地質調査報告書 測量成果品 構造物台帳 用地境界図 測量成果品			

発注前確認項目一覧表

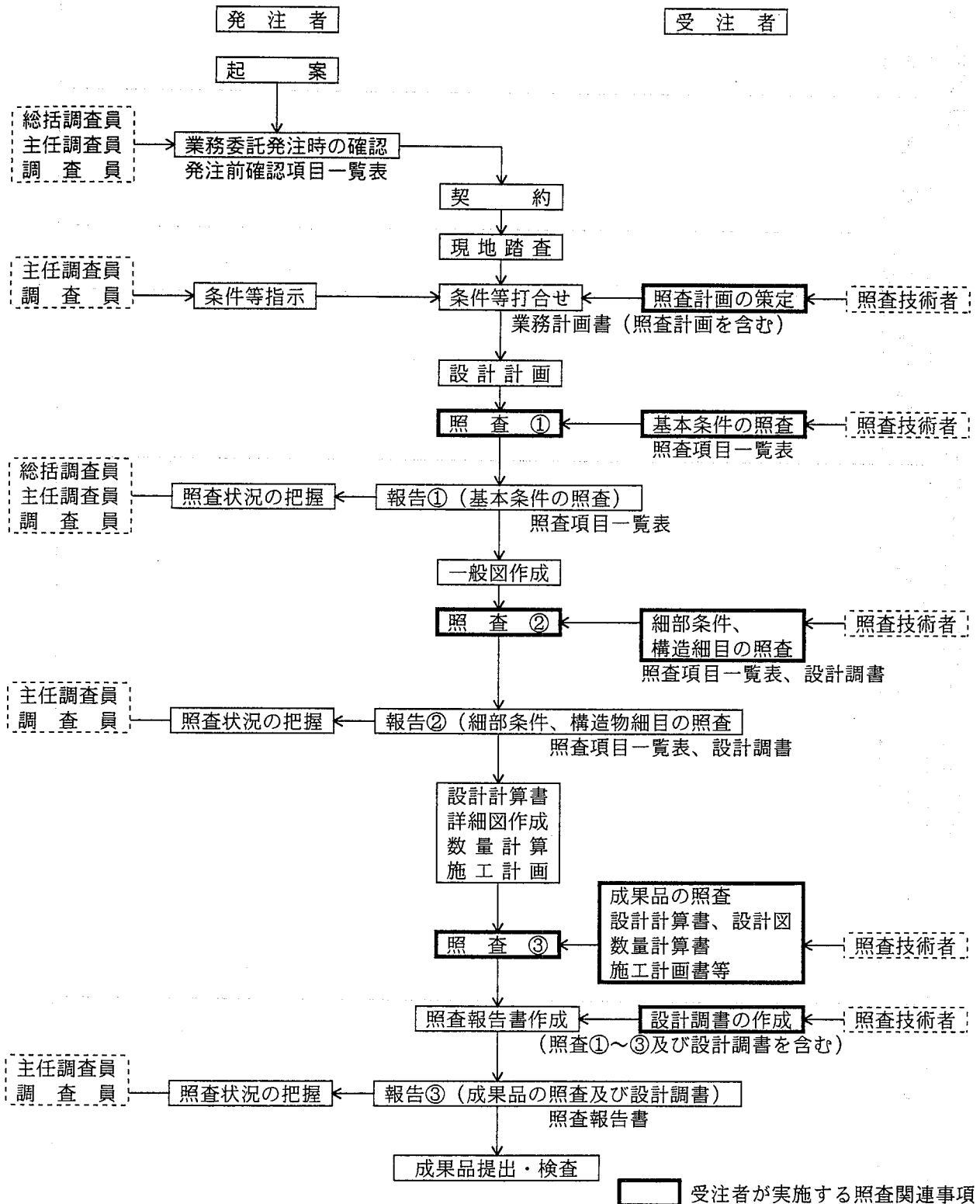
No	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
10	景観設計の必要性	1) 特別に景観を配慮する必要があるか 2) 景観設計の方針、内容は決定しているか 3) 景観設計に必要な資料は整理されているか	予備設計報告書 特記仕様書			
11	現地踏査	1) 既設及び取付状況 2) 支障物件はあるか、あれば調整はされているか (電力、NTT、上水道、下水道、ガス、道路、用排水路等) 3) 地形、地質、現地状況を把握しているか 4) B・Mの確認(基準点、基準高) 5) 附帯施設の有無 6) 旧施設の撤去 7) 電力源の有無	既工事竣工図、 設計図、既調査 報告書			
12	成果品	1) 成果品の内容(部数、サイズ)は決定しているか 2) パースの必要性の有無が決定しているか	特記仕様書			
13	その他	1) 他事業との調整はなされているか				
14	使用する図書	1) 共通仕様書に定める以外に必要とするものがあるか				
15	コスト縮減	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか	コスト縮減設計 留意書			
16	建設副産物対策	1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考

築堤護岸詳細設計照査フローチャート



注 記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 年 月 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的、主旨	1)築堤護岸整備の目的が明確になっているか	特記仕様書、共通仕様書			
2	設計の範囲、内容、数量、履工期間	1)設計の範囲、内容、数量、履工期間は決定しているか	特記仕様書			
3	水域名、設計区間、工事時期	1)水域名（河川名、池名等）は決定しているか 2)計画は、将来計画と暫定計画に分かれているか 3)設計区間は決定しているか 4)工事時期は決定しているか				
4	河道条件	1)計画高さ（堤防、高水位、高水敷、河床）は決定しているか 2)法線（堤防、低水路）は決定しているか 3)河道条件（縦断勾配、水衝部、河床材料等）を把握しているか 4)現況河道の整備状況を把握しているか 5)河川整備基本計画等、上位計画は決定しているか	改修計画調書			
5	現地踏査	1)既設構造物及び現在の取付状況等 2)支障物件はあるか	1)写真、既工事竣工図、既設計図面 2)支障物件構造図、既設計図面			
6	設計基本条件	1)護岸の必要性は検討されているか 2)築堤の計画断面及び施工断面は決定しているか 3)護岸形式は決定しているか 4)護岸基礎形式は決定しているか 5)根固めブロック形状、ブロック重量は決定しているか 6)考慮すべき特殊条件は明確になっているか 又は特殊条件を明確にする資料はあるか （水衝部、旧川跡、漏水部、軟弱地盤、耐震設計対象区域、環境条件等） 7)安定計算等が必要な時の許容値、計算方法が決定しているか又は受注者に提案させるための資料はあるか （内部検討による問題点、他事例の問題点など） 8)締切水位は決定しているか、又は水文資料はあるか 9)瀬替、水替時流量決定のための、水文資料等はあるか	2)標準横断図 3) // 4) // 5) // 6)旧川図、漏水調査書、地質縦断図、被災記録、流向ベクトル図 8)水文資料（水記録等） 9) //			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
7	施工上の基本条件	10) 坂路、階段位置、側帯、車輛交換場所は決定しているか 11) 多自然型、新工法等を適用するか(基本構想ができていないか) 12) 用排水系統を確認しているか 13) 暫定施工等となるか 14) 移設施設はあるか 15) 現況河川区域の確認を行ったか 1) 運搬路、切廻し河道、ヤード確保の見通しはあるか 2) 全体工程が明確になっているか 3) 工区割は決定しているか 4) 地元要望の施工条件があるか 5) 周辺の土地利用状況(市街地地下水利用等)を把握しているか 6) 流用材料の分析は済んでいるか(軟弱土の固化材配合試験等)	15) 河川区域図 1) 地形図 2) 事業工程表 3) 平面図			
8	関連機関との調整	1) 他の工作物管理者との調整は済んでいるか 2) 地権者及び地元等との調整は済んでいるか 3) 占有者との調整は済んでいるか	1) 関連機関との協議書など			
9	資料の確認	1) 改修計画の内容(平面、横断、縦断) 2) 最深河床等の資料はあるか 3) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 4) 地質調査報告書は整理されているか 追加ボーリングは必要ないか 軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等) 5) 用排水路系統図は整理されているか 6) 既設工作物の構造諸元は整理されているか 7) 埋設物台帳は整理されているか 8) 関連する設計資料はあるか (例えば隣接工区の計算書、類似設計図、高水敷利用計画図等) 9) 環境管理基本計画書、環境調査報告書及び水辺の国勢調査成果はあるか	1) 改修計画の平面図 横断面図、縦断面図 2) 定期横断面図等 3) 測量成果 4) 地質調査報告書 地質推定縦断面図 5) 用排水系統図 6) 構造図 7) 埋設物台帳 8) 関連する設計資料			8) 協議により資料提示

発注前確認項目一覧表

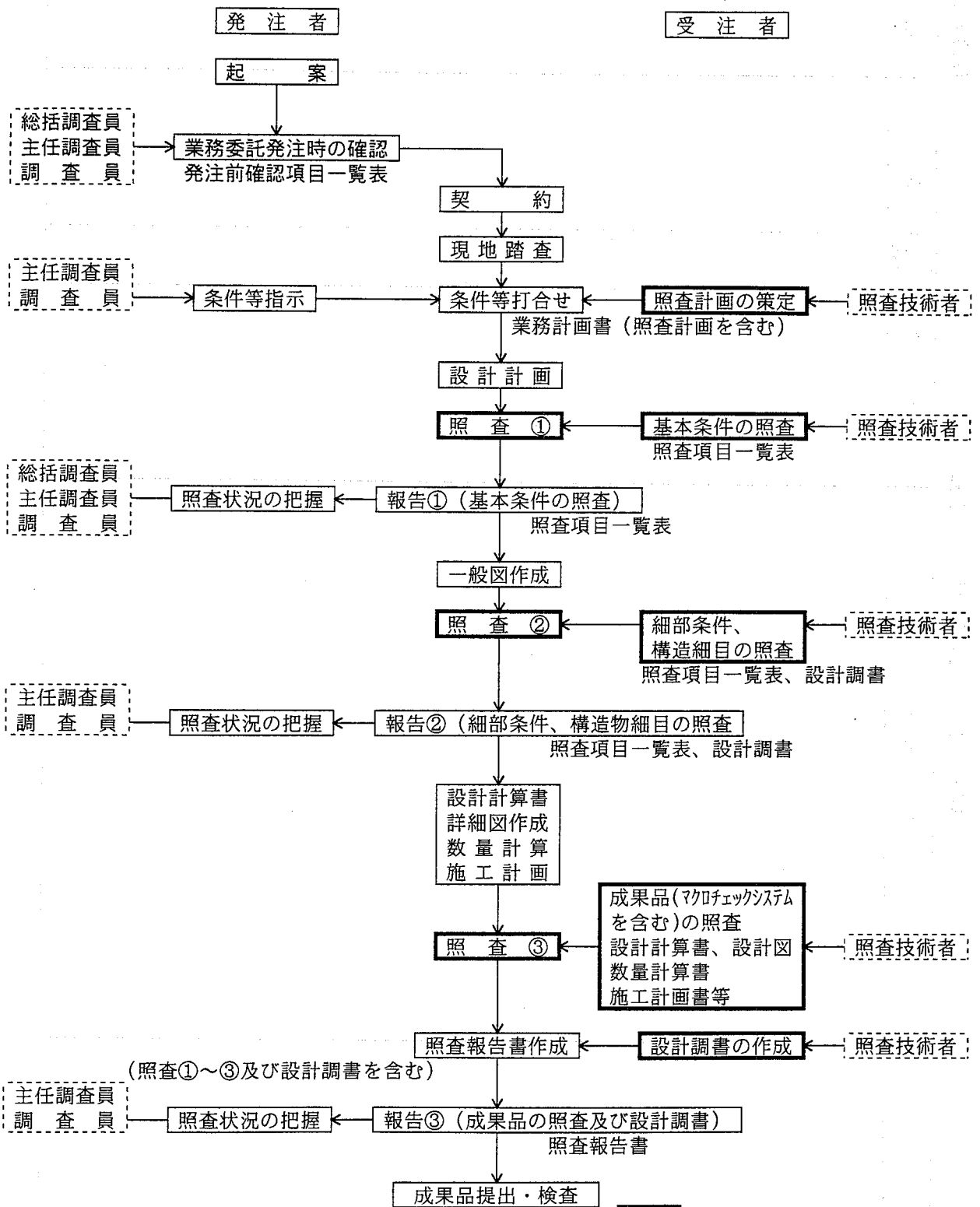
NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
10	環境への配慮	1)環境への配慮を行っているか 2)方針、内容は決定しているか 3)貴重な動植物の調査がまとめられているか 4)環境(多自然型、親水性等)の検討に必要な資料は整理されているか	特記仕様書			
11	成果品	1)成果品の内容(部数、サイズ)は決定しているか 2)パースの必要性の有無が決定しているか				
12	コスト縮減	1)予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか	コスト縮減設計留意書			
13	建設副産物対策	1)リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該当 対象	確 認	備 考

道路詳細設計照査フローチャート



☐ 受注者が実施する照査関連事項

注記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表
(道路詳細設計)

業務名: _____

発注者名: _____

確認の日付: 平成 年 月 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的、主旨	1)設計の目的・主旨は理解したか。 2)関連する他事業はあるか。 3)全体計画、暫定計画は明確になっているか。	(共通仕様書) 特記仕様書 // //			
2	予備設計の確認	1)予備設計(B)もしくは、修正設計(B)はあるか。 2)予備設計の内容と問題点が明確になっているか。	(予備設計(B)) 修正設計(B) 報告書			
3	路線名、設計計画、工事発注時期	1)路線名は決定しているか。 2)設計区間は決定しているか。 3)工事発注時期は決定しているか。	特記仕様書 // //			
4	設計の範囲、内容、数量、履行期間	1)設計の範囲は決定しているか。 2)設計の内容と数量は決定しているか。 3)設計の履行期間は決定しているか。	特記仕様書 // //			
5	設計条件	1)道路規格の根拠は明確になっているか。 2)設計速度の根拠は明確になっているか。 3)計画交通量の根拠は明確になっているか。 4)横断面構成の根拠は明確になっているか。 5)適用基準は明確になっているか。	特記仕様書 // // // //			
6	幾何構造	1)線形(平面及び縦断)の根拠は明確になっているか。 2)横断勾配の最大値の根拠は明確になっているか。 3)登坂車線の要否は明確になっているか。 4)積雪寒冷地の適用を受けているか。	(予備設計(B)) 修正設計(B) 報告書 // //			
7	施工上の留意点	1)施工上の留意点があるか。	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
8	関連機関との調整及び協議関連資料の整理	1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、鉄道、公安委員会、等) 2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。 3) バス路線となるかどうか。 4) 水路管理者との協議は済んでいるか。 5) 地下占有企業者との調整が済んでいるか。 6) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。 7) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。 8) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。 9) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか。 10) 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になっているか。 11) 休憩施設、チェーン着脱場等の計画が明確になっているか。	関連機関との協議書 // // // // // // // //			
9	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か。 2) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか。 3) 埋設物台帳があるか。 4) 交通量に関する資料があるか。 5) 橋梁、トンネル及び設計区間前後の資料はあるか。 6) その他共通仕様に示された資料はあるか。	報 告 書 // 関 連 資 料 // 予 備 設 計 (関 連 資 料) (共 通 仕 様 書)			
10	計画条件の確認	1) 土工及び法面工の計画条件は確認しているか。 ①盛土勾配は決定しているか。 ②切土勾配は決定しているか。 ③小段幅及び高さは決定しているか。 ④法面保護工は決定しているか。 ⑤地滑り等の切土部の安定検討箇所は決定しているか。 ⑥用地は確定しているか。	(予 備 設 計 (B)) (修 正 設 計 (B)) // // // 特 記 仕 様 書 (予 備 設 計 (B)) (修 正 設 計 (B))			

発注前確認項目一覧表

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
		<p>⑦切盛土工の安定検討箇所は決定しているか。</p> <p>2) 軟弱地盤の計画条件は確認しているか。 ①軟弱地盤としての検討が必要な区間(規模、ケース数)は明確になっているか。 ②調査解析の現状は把握しているか。(最大沈下量、限界盛土高等) ③軟弱地盤地区の施工工程計画は、先行施工の可能性等を含め考えてあるか。</p> <p>3) 函渠工の計画条件は確認しているか。 ①函渠工にした理由(型式、位置)は明確になっているか。 ②ボーリング等地質調査資料(必要数)による支持地盤及び杭基礎の必要性は明確になっているか。 ③標準設計の適用はできるか。 ④自動設計の適用はできるか。 ⑤プレキャストボックスカルバートの適用はできるか。 ⑥仮設工・交通切廻を必要とするか。 ⑦所要断面(道路、水路等)の決定根拠は明確になっているか。 ⑧設計荷重の決定根拠は明確になっているか。</p> <p>4) 擁壁工の計画条件は確認しているか。 ①擁壁工にした理由(型式、位置)は用地条件を含めて明確になっているか。 ②ボーリング等地質調査資料(必要数)による支持地盤及び杭基礎の必要性は明確になっているか。 ③標準設計の適用はできるか。 ④自動設計の適用はできるか。</p>				

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
11	環境及び景観検討の必要性	<p>⑤プレキャスト製品の適用はできるか。 ⑥仮設工・交通切廻を必要とするか。 ⑦地震荷重の適用の有無は決定しているか。</p> <p>5) 排水工の計画条件は確認しているか。 ①排水系統(用水か排水か)及び断面の調査は明確になっているか。 ②水路管理者と協議してあるか。</p> <p>6) 小構造物の計画条件は確認しているか。 ①標準設計は適用できるか。 ②プレキャスト製品は適用できるか。</p> <p>7) 舗装の計画条件は確認しているか。 ①CBR試験は実施しているか。</p> <p>8) 関連道路の計画条件は確認しているか。 ①関連道路の設計基準は明確か。 (取付、付替、側道等)</p> <p>1) 必要性の有無は決定しているか。 2) 環境の資料(アセスメント等)はあるか。 3) デザインコンセプトは決定しているか。 4) 景観検討に必要な資料は整理されているか。 5) 遮音壁、環境施設帯の必要性が明確になっているか。</p>				

発注前確認項目一覧表

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
1 2	付帯施設の必要性	1) バス駐車場の設置の必要性が明確になっているか。 2) 休憩施設、チェーン着脱場の必要性が明確になっているか。 3) 標識計画はあるか。 4) 照明・信号機(電気設備)は計画されているか。				
1 3	コスト縮減	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか。	コスト縮減設計留意書			
1 4	建設副産物対策	1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか。	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(平面交差点設計)

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 年 月 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

〔道路詳細設計と重複するものは照査の必要ない〕

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
1	設計の目的、主旨	1) 設計の目的、主旨は理解したか。 2) 関連する他事業はあるか。 3) 全体計画、暫定計画は明確になっているか。	(共通仕様書) 特記仕様書 // //			
2	予備設計の確認	1) 予備設計があるか。 2) 予備設計の内容と問題点が明確になっているか。	予備設計報告書 //			
3	路線名、設計区間、工事発注時期	1) 路線名は決定しているか。 2) 設計区間は決定しているか。 3) 工事発注時期は決定しているか。	特記仕様書 // //			
4	設計の範囲、内容、数量、履行期間	1) 設計の範囲は決定しているか。 2) 設計の内容(交差点形状等)と数量は決定しているか。 3) 設計の履行期間は決定しているか。	特記仕様書 // //			
5	設計条件	1) 道路規格の決定根拠は明確になっているか。 2) 設計速度の決定根拠は明確になっているか。 3) 計画交通量及び方向別交通量の決定根拠は明確になっているか。 4) 横断面構成の決定根拠は明確になっているか。 5) 対象路線の条件は明確になっているか。 6) 設計車両の決定は明確になっているか。 7) 交差点制御方法の決定根拠は明確になっているか。 8) 歩行者動線の(平面、立体)決定根拠は明確になっているか。	特記仕様書 // // // // // //			

発注前確認項目一覧表

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
6	幾何構造	1) 線形（平面、縦断）の決定根拠は明確になっているか。 2) 横断勾配の（最大値等）決定根拠は明確になっているか。 3) 積雪寒冷地域の適用を受けているか。	報 告 書 // //			
7	施工上の留意点	1) 施工上の留意点があるか。				
8	関連機関との調整及び協議関連資料の整理	1) 交差協議の調整が済んでいるか。 （道路、河川、鉄道、公安委員会等） 2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。 3) バス路線となるかどうか。 4) 地下占用企業者との調整が済んでいるか。 5) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。 6) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。 7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。 8) 上位計画及び開発行為が明確になっているか。 9) 電線類等の地下埋設計画があるか。	関連機関との協議書 // // // // // // // //			
9	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、縦断、横断）があるか。 2) 地質調査報告書があるか。 3) 埋設物調査資料があるか。	報 告 書 // //			
10	計画条件の確認	1) 道路本体と整合がとれているか。 2) 土工及び法面工の計画は明確になっているか。 3) 小構造物及び構造物の計画は明確になっているか。 4) 用、排水工の計画は明確になっているか。 5) 舗装工の計画は明確になっているか。 6) 関連道路の設計基準は明確になっているか。 （取付、付替、側道、乗り入れ等）	予 備 設 計 // 特 記 仕 様 書 予 備 設 計 特 記 仕 様 書 //			

発注前確認項目一覧表

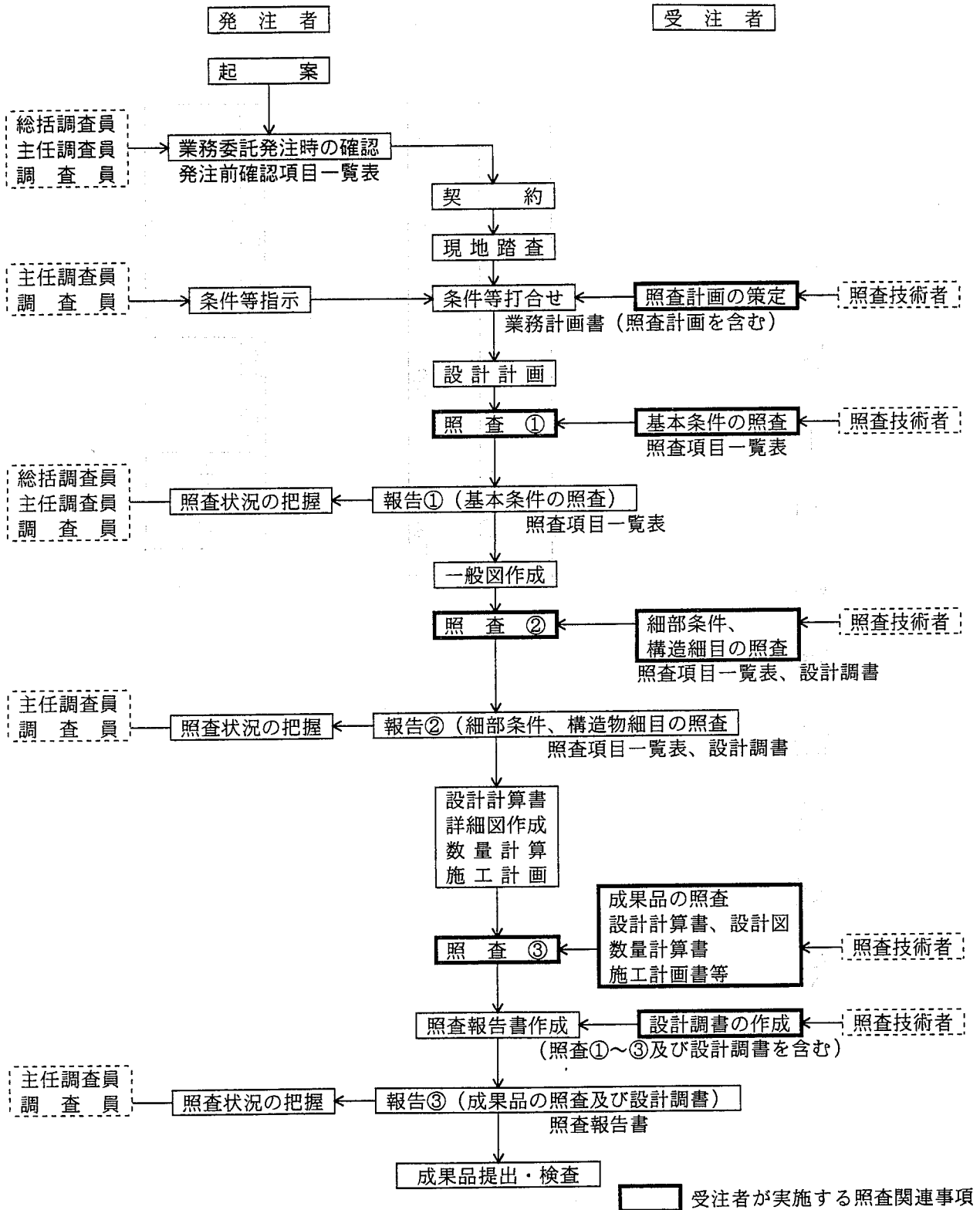
NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1 1	環境及び景観検討の必要性	1) 必要性の有無が決定しているか。 2) 環境の資料（アセスメント等）はあるか。 3) デザインコンセプトは決定しているか。 4) 景観検討に必要な資料は整理されているか。	特記仕様書 報告書 // //			
1 2	付帯施設の必要性	1) バス駐車場の設置の必要性が明確になっているか。	//			
1 3	コスト縮減	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか。	コスト縮減設計留意書			
1 4	建設副産物対策	1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか。	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考

橋梁詳細設計照査フローチャート



注 記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的、主旨	1) 設計の目的、主旨は理解したか 2) 関連する他事業はあるか 3) 全体計画、暫定計画は明確になっているか	共通仕様書 特記仕様書			
2	設計の範囲、内容、数量、 履工期間	設計範囲、内容、数量、履工期間は決定しているか	特記仕様書			
3	路線名、橋梁名、計画区間、 工事時期	1) 路線名は決定しているか 2) 橋梁名は決定しているか 3) 計画区間は決定しているか 4) 工事時期は決定しているか 5) 施工工程は決定しているか	//			
4	道路の幾何構造	1) 道路規格は決定しているか 2) 設計速度は決定しているか 3) 幅員構成は決定しているか 4) 暫定計画、将来計画と整合しているか 5) 橋梁計画と一体的に整備されている構造物（共同溝、 護岸、取付道路等）と整合しているか	//			
5	設計基本条件	1) 新技術、新工法の採用は検討しているか 2) 構造形式（支承形式含む）、橋長、スパン割り、遊間は 決定しているか 3) 設計荷重は決定しているか 4) 考慮すべき特殊荷重は明確になっているか （添架物、遮音壁、標識等） 5) 考慮すべき設計基準は決定しているか 6) 塩害に対する検討をしたか 7) 雪処理の方法を検討したか 8) 液状化、流動化を検討しているか 9) ミニマムメンテナンスに対する検討をしたか	//			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
6	施工上の基本条件	1) 架設条件は決定しているか 2) 環境対策は決定しているか 3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 4) 仮橋は設置するか 5) 現道の交通処理方法は決定しているか 6) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか 7) 旧橋は撤去するのか	特記仕様書			
7	関連機関との調整	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか（工事用道路含む） 3) 港湾管理者との調整は済んでいるか 4) 鉄道との調整は済んでいるか 5) 警察との調整は済んでいるか 6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか 7) 添架企業者との調整は済んでいるか 8) 公益企業者（埋設占用物件）との調整は済んでいるか 9) 漁業利権者との調整は済んでいるか	関連機関との協議書			
8	既往資料の確認	1) 道路予備設計の内容と問題点は明確になっているか 2) 橋梁予備設計の内容と問題点は明確になっているか 3) 打合せ議事録が明確になっているか	関連資料			
9	貸与資料の確認	1) 道路線形は決定しているか 2) 橋梁予備設計はあるか 3) 地質調査報告書（シャストボーリングと必要な本数、調査項目）はあるか 4) 測量成果報告書（平面、横断、縦断）はあるか 5) 埋設台帳はあるか 6) 軟弱地盤の判定に必要な資料（側方移動、液状化、圧密沈下等）はあるか 7) その他共通仕様書に示された資料はあるか	特記仕様書 関連資料			

発注前確認項目一覧表

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考
1 0	環境及び景観検討の必要性	1) 必要性の有無は決定しているか 2) デザインコンセプトは決定しているか 3) 必要な環境及び景観検討資料の種類は決定しているか 4) 夜間の景観及び照明設計の有無は決定しているか	特記仕様書			
1 1	コスト縮減	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか	コスト縮減設計留意書			
1 2	建設副産物対策	1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該当 対象	確 認	備 考

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的・主旨	1) 設計の目的・主旨は理解したか 2) 関連する他事業はあるか 3) 全体計画、暫定計画は明確になっているか	共通仕様書 特記仕様書			
2	設計の範囲、内容、数量、履行期間	1) 設計範囲、内容、数量、履行期間は決定しているか 2) 予備設計の有無	共通仕様書 特記仕様書			
3	路線名、トンネル名、計画区間、工事	1) 路線名は決定しているか 2) トンネル名は決定しているか 3) 計画区間は決定しているか 4) 暫定供用の計画はあるか 5) 工事時期は決定しているか	共通仕様書 特記仕様書			
4	設計条件	1) 道路規格は決定しているか 2) 設計速度は決定しているか 3) 設計交通量（大型車混入率を含む）は求めてあるか（10年後及び20年後） 4) 考慮すべき交通網の有無 5) 幅員構成は決定しているか 6) 暫定計画、将来計画と整合しているか	共通仕様書 特記仕様書			
5	設計（トンネル）	1) 新設・拡幅・改築のいずれか 2) トンネルの概要（延長、標準区分、地山区分、坑門形式、換気設備等）を把握しているか 3) 設計荷重が決定しているか 4) 考慮すべき特殊条件が明確になっているか （坑門前部の土工、法面工、排水工、落石防止工、地すべり対策工、杭工、内装板、換気方式等）	共通仕様書 特記仕様書			
6	施工上の基本条件	1) 運搬路、迂回路、仮設ヤード確保の見通しはあるか 2) 工事時期と工程が明確になっているか 3) 発生ズリの処理方法、運搬の有無が明確になっているか 4) 工事用電力は確保できるか 5) 工事用水は確保できるか 6) 排水基準は明確になっているか	共通仕様書 特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

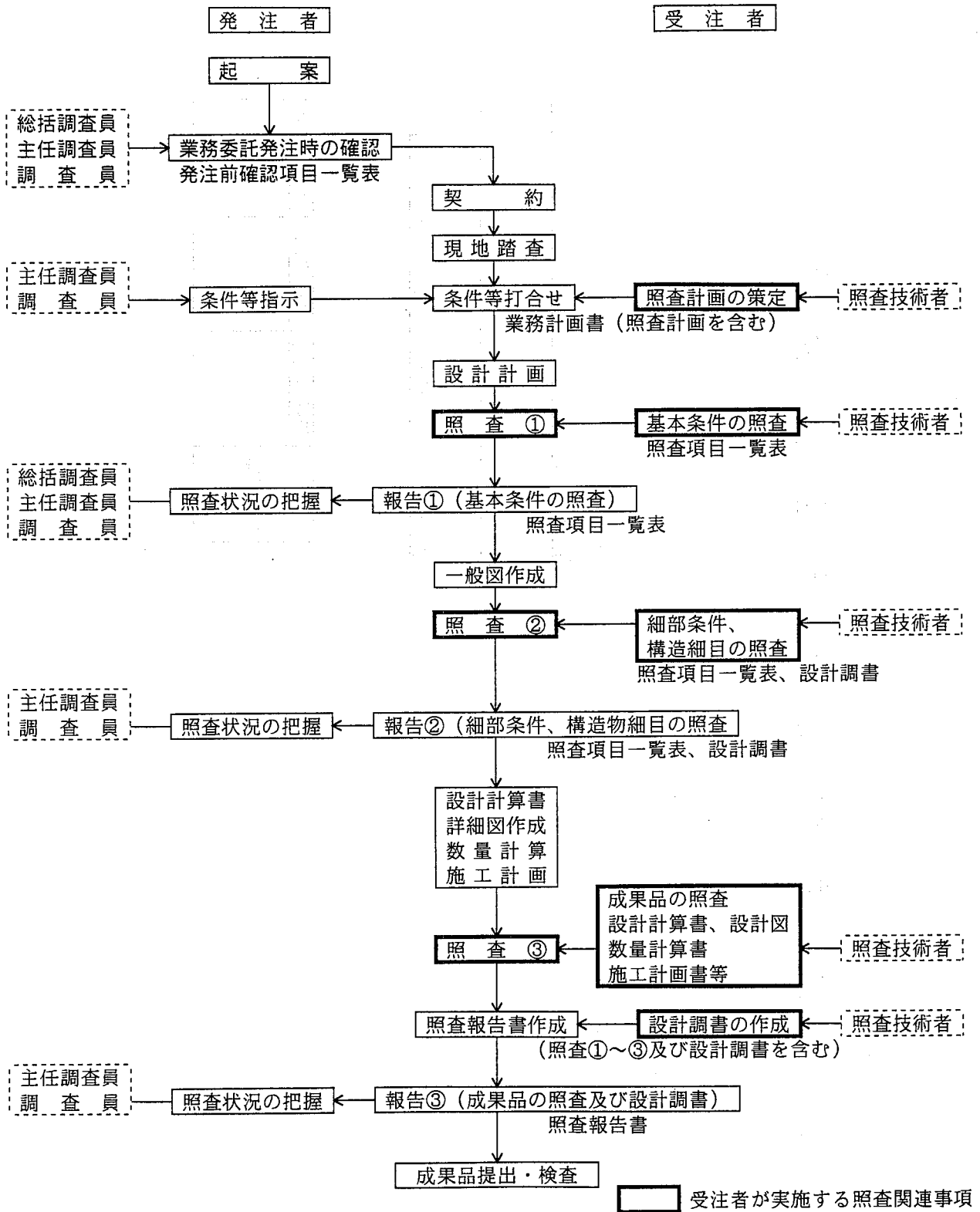
NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1 1	コスト縮減	2) 配慮する場合のデザインコンセプトが決定しているか 3) 必要な景観検討資料の種類が決定しているか (CG、フォトモンタージュ、透視図等) 4) 景観条例等の制約の有無	特記仕様書			
1 2	建設副産物対策	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか	コスト縮減設計留意書			
		1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該当 対象	確 認	備 考

共同溝詳細設計照査フローチャート



注記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

発注前確認項目一覧表

業務名： _____

発注者名： _____

確認の日付： _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	総括調査員	主任調査員	調査員
発注者印			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
1	設計の目的・主旨	1) 設計の確認・主旨は理解したか。 2) 全体共同溝事業計画との整合 3) 他事業計画との整合	共通仕様書 特記仕様書			
2	設計の範囲、内容、数量、履行期間	1) 設計範囲は適正に決定されているか。 2) 設計内容は適正に決定されているか。(平面、横断形状等) 3) 設計数量は適正に決定されているか。 4) 設計履行期間は適正に決定されているか。	特記仕様書 基本検討報告書 予備設計報告書			
3	路線名、共同溝名、計画区間、工事時期	1) 路線名は決定しているか。 2) 共同溝名は決定しているか。 3) 計画区間は決定しているか。 4) 工事時期及び工区分割は決定しているか。 5) 隣接工区との関係は確認したか。 6) 共同溝法の諸手続きの状況を確認したか。	特記仕様書			
4	設計基本条件	1) 各公益事業者との事前調整はなされているか。 ・収容物件の調整、計画(参画区間、規模、年次) ・収容条件の整理 ・一般部計画 ・特殊部計画(位置、分岐構造) ・換気口部計画 ・線形計画(平面、縦断) 2) 適用基準が決定されているか。 3) 工法比較検討(開削工法、シールド工法、他工法)は、現場への適応性が確認されているか。 かつ、その適用範囲は決定されているか。 開削工法は、現場打ちとプレキャストとの比較検討が適正にされているか。 4) 建設副産物の処理方法を確認したか。	特記仕様書 基本検討報告書 予備設計報告書			
5	施工上の基本条件	1) 計画路線において施工上の見通しはどうか。 2) ヤードの確保の見通しはどうか。 3) 工事時期と工程が明確になっているか。 4) 標準的交通処理計画が明確になっているか。	予備設計報告書			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
6	関連機関との調整	1) 河川管理者との調整は済んでいるか。 2) 鉄道管理者との調整は済んでいるか。 3) 高架橋管理者との調整は済んでいるか。 4) 道路管理者との調整は済んでいるか。 5) 地下施設（地下鉄、水路、横断地下道、危険物貯蔵タンク その他大型施設等）との調整は済んでいるか 6) 上記について、今後の協議日程に対して設計履行期間が適 正か。 7) 5) 以外の地下埋設物件の移設、防護計画等はあるか。 8) 地元及び地権者との調整の見通しはどうか。 9) 他の事業計画、もしくは他部所との調整はとれているか。 10) 溝内排水の流末処理に関する関連部所との調整はとれてい るか。	関連事業者との協 議書			
7	関連資料の確認	1) 道路の将来計画書の内容との整合はとれているか。 2) 道路設計との整合はとれているのか。 3) 関連事業計画の内容との整合はとれているか。 4) 既存施設調書（含地下埋設物調査資料）との整合はとれて いるか。 5) 地質調査報告書との整合はとれているか。また地質調査は 設計目的に対し十分な内容か。 6) 交通量調査書との整合はとれているか。 7) 基本検討及び予備設計報告書との整合はとれているか。 8) 測量報告書（平面、縦断、横断等）との整合はとれている か。また測量は設計目的に対し十分な内容か。 9) 環境状況（振動、騒音、井戸使用等の配慮面及び有 毒ガス、酸欠空気等の調査）の調査は設計目的に対 し十分な内容か。	各種既往資料			

発注前確認項目一覧表

NO	項目	主な内容	確認資料	該当対象	確認	備考
8	貸与資料の確認	1) 道路将来計画書はあるか。 2) 道路の設計図書はあるか。 3) 関連事業計画書はあるか。 4) 既存施設調書(含地下埋設物調査資料)はあるか。 5) 地質調査報告書はあるか。 6) 交通量調査書はあるか。 7) 基本検討及び予備設計報告書はあるか。 8) 測量報告書(平面、縦断、横断等)はあるか。 9) その他 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるか。	共通仕様書			
9	コスト縮減	1) 予備設計で提案されたコスト縮減設計留意書はあるか	コスト縮減設計留意書			
10	建設副産物対策	1) リサイクル計画書の作成を特記仕様書に明記しているか	特記仕様書			

発注前確認項目一覧表

(追加項目記入表)

NO	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	該 当 対 象	確 認	備 考

6. だれもが住みよいまちづくり条例抜粋

目 次

1. だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	444
2. だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	448
3. 設計編の見方	462
4. 基準等の基本的な考え方	464
5. 道 路	468
(1) 歩 道 等	468
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	470
(3) 案内表示	472
(4) その他の設備	474
6. 公 園	476
(1) 出 入 口	476
(2) 園 路	478
(3) 便 所	480
(4) 駐 車 場	482
(5) 案内表示等	484
(6) 附 帯 設 備	488

※H11. 4 施設整備マニュアルより抜粋

1. [だれもが住みよい福祉のまちづくり条例]

[平成8年7月10日
宮城県条例第22号]

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策
(第7条—第16条)

第3章 公益的施設の整備(第17条—第20条)

第4章 指定施設の整備(第21条—第27条)

第5章 公共車両等及び公共工作物の整備(第28条)

第6章 住宅及び住環境の整備(第29条—第30条)

第7章 雑則(第31条—第33条)

附則

高齢者も若者も、障害のある人もない人もすべての人が個人として尊重され、共に支え合いながら安心して生活を営むことのできる社会の実現は、宮城に暮らす私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活を営む上での様々な障壁を取り除き、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、心豊かに住み慣れた地域に住み続け、社会のあらゆる分野の活動に参加することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことが必要である。

だれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことは、福祉とまちづくりとを結び付け、新たな文化を創造することである。私たちは、宮城の地にこの文化を根づかせ、将来の世代に引き継がなければならない。

ここに、私たちは、だれもが高齢者、障害者等となりうることを自覚するとともに、高齢者、障害者等にとって住みよいまちがだれにも住みよいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせて住みよい宮城の実現のためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

第1章

総則

目的

第1条 この条例は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めすべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) だれもが住みよい福祉のまちづくり 高齢者、

障害者等が施設、物品、サービス等を円滑に利用できるようにするためにこれらの整備を行うことその他の高齢者、障害者等の社会のあらゆる分野の活動への参加を促進するために必要な環境の整備を行うことをいう。

(2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦等で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

(3) 公益的施設 病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁の庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。

県の責務

第3条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項のだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施に当たっては、

市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

市町村の責務

第4条 市町村は、当該市町村の区域の実情に応じただれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

事業者の責務

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自ら進んでだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

県民の義務

第6条 県民は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、理解を深め、自ら進んで取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章

だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策

基本方針等

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- (1) すべての県民がだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する理解を深め、自主的かつ積極的にだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
 - (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう公益的施設等の整備を促進すること。
 - (3) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活することができるよう住宅及び住環境の整備を促進すること。
- 2 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前項の基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

情報の提供

第8条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、適切な情報の提供を行うものとする。

福祉教育の充実等

第9条 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむため、高齢者、障害者等の福祉に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めるものとする。

ボランティア活動の促進

第10条 県は、県民及び事業者が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

防災上の配慮

第11条 県は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。

福祉用具等の研究等の促進等

第12条 県は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び技術開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

保健福祉サービスの効果的提供

第13条 県は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健福祉に関するサービスが効果的に提供されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

推進体制の整備

第14条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となってだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

表彰

第15条 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

財政上の措置

第16条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章

公益的施設の整備

整備基準

第17条 知事は、公益的施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公益的施設の区分に応じて規則で定める。

整備基準の遵守

第18条 公益的施設の新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して公益的施設としようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。

2 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設について整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

維持保全

第19条 公益的施設を所有し、管理し、又は占有する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

適合証の交付等

第20条 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る公益的施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第4章

指定施設の整備

新築等の届出等

第21条 公益的施設のうち規則で定める規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して指定施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

指導及び助言

第22条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

工事の完了の届出

第23条 第21条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

検査等

第24条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該指定施設が第21条の規定による届出の内容と異なると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

勧告

第25条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第21条の規定による届出を行わずに当該指定施設の新築等の工事に着手し、又は施設の用途を変更して指定施設としたと認めるときは、その者に対し、当該届出を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第21条の規定による届出をした者（第23条の規定による届出をした者を除く。）が第21条の規定による届出の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該届出の内容に従った工事を行う

べきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 知事は、第22条又は前条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことを勧告することができる。

適合状況の報告等

第26条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する指定施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存指定施設」という。）を所有し、又は管理する者に対し、特に必要があると認めるときは、当該既存指定施設の整備基準への適合の状況の報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

報告の徴収及び立入調査

- 第27条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第5章

公共車両等及び公共工作物の整備

公共車両等及び公共工作物の整備

- 第28条** 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する車両等で規則で定めるもの（以下「公共車両等」という。）又は案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるもの（以下「公共工作物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等又は当該公共工作物について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。
- 2 知事は、公共車両等及び公共工作物の整備を促進するため特に必要があると認めるときは、公共車両等又は公共工作物を所有し、又は管理する者に対し、整備の状況その他必要な事項について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第6章

住宅及び住環境の整備

住宅及び住環境の整備等

- 第29条** 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。
- 2 県民は、その居住する地域において、高齢者、障害者等に配慮した住環境の整備及び維持に努めなければならない。
 - 3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、高齢者、障害者等に配慮した住環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

技術的支援等

- 第30条** 県は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅を普及させるため、技術的支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章

雑則

国等に関する適用除外等

- 第31条** 第4章及び第28条第2項の規定は、国、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）及び県については、適用しない。
- 2 知事は、国等に対し、指定施設、公共車両等及び公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 第32条** 公益的施設の整備に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町村の区域における公益的施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章及び第4章の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

委任

- 第33条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日（平成8年7月10日）から施行する。ただし、第3章から第6章まで、第31条及び第32条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

2. [だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則]

平成8年12月27日
宮城県規則第78号

趣 旨

第1条 この規則は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成8年宮城県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

公益的施設

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設とする。

整備基準

第3条 条例第17条第2項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、整備基準による整備と同等以上の整備が図られると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。

適合証の交付等

第4条 条例第20条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）によるものとする。

2 適合証交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該請求に係る公益的施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第20条第2項の規定により交付する適合証は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合証（様式第2号の2）とする。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者（贈与、相続等により適合証の交付の対象となった公益的施設を所有し、又は管理することとなった者を含む。）から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公益的施設が、改築等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

指定施設

第5条 条例第21条第1項の公益的施設のうち規則で定める規模のものは、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設のうち当該指定施設の欄に掲げる施設とする。

新築等の届出等

第6条 条例第21条の規定による届出は、指定施設新築等（変更）届出書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出と同時に行う場合を除き、当該届出に係る指定施設の新築等の工事又は届出の内容の変更に係る工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。

3 指定施設新築等（変更）届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該届出に係る指定施設が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第5条第3項の規定による認定を受けた計画に係る指定施設であるときは、この限りでない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該届出に係る指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

軽微な変更

第7条 条例第21条第2項の規則で定める軽微な変更は、指定施設の新築等に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

工事の完了の届出

第8条 条例第23条の規定による届出は、指定施設工事完了届出書（様式第4号）によるものとする。

適合状況の報告

第9条 条例第26条の報告は、既存指定施設適合状況報告書（様式第5号）によるものとする。

2 既存指定施設適合状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該報告に係る既存指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

身分証明書

第10条 条例第27条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

公共車両等

第11条 条例第28条第1項の規則で定める車両等は、次のとおりとする。

- (1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- (2) 新幹線鉄道構造規則（昭和39年運輸省令第70号）第2条第6号に規定する旅客用電車
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
- (5) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

公共工作物

第12条 条例第28条第1項の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 案内標識（整備基準で定めるものを除く。）
- (2) 公衆電話所（整備基準で定めるものを除く。）
- (3) 交通信号機

適用除外

第13条 条例第31条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法令により、建築基準法第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人
 - (2) 地方公共団体の組合
- 2 条例第32条の規定により、仙台市の区域における公益的施設の整備については、条例第3章及び第4章の規定は、適用しない。

書類の経由

第14条 第4条第1項及び第2項の規定により提出する書類は、公益的書類の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長（石巻市又は塩釜市の区域内にある建築物である公益的施設に係るものにあつては、当該建築物である公益的施設のある市の長）を経由しなければならない。

2 第6条及び第8条の規定により提出する書類は、石巻市及び塩釜市の区域内のある指定施設に係るものを除き、指定施設の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年宮城県規則第40号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年宮城県規則第25号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年宮城県規則第24号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

別表第1

1 建築物

公 益 的 施 設		指 定 施 設
1 社会福祉施設等	1 老人福祉施設 2 老人保健施設 3 身体障害者更生援護施設 4 児童福祉施設 5 知的障害者援護施設 6 その他これらに類する施設	すべての施設
2 医療施設	病院、診療所及び助産所	すべての施設
3 学校等施設	1 学校、専修学校及び各種学校 2 自動車教習所 3 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	すべての施設
4 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべての施設
5 公益事業の営業所等	1 郵便局 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業の用に供する営業所及び事務所 4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する営業所及び事務所 5 その他これらに類する施設	すべての施設
6 金融機関の店舗等	1 銀行 2 長期信用銀行 3 農業協同組合 4 水産業協同組合 5 信用協同組合 6 信用金庫 7 労働金庫 8 農林中央金庫 9 商工組合中央金庫 10 証券会社 11 日本銀行 12 日本輸出入銀行 13 日本開発銀行 14 公庫	すべての施設
7 公衆便所	公衆便所	すべての施設
8 火葬場	火葬場	すべての施設
9 文化施設	1 図書館 2 博物館 3 その他これらに類する施設	すべての施設

公益的施設		指定施設
10 集会施設	1 集会場 2 公会堂 3 公民館 4 冠婚葬祭施設 5 その他これらに類する施設	すべての施設
11 飲食店	飲食店	当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）の合計が200平方メートルを超える施設
12 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
13 理容所等	1 理容所 2 美容所	用途面積の合計が50平方メートルを超える施設
14 サービス業を営む店舗	クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店その他サービス業を営む店舗	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
15 スポーツ施設	1 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
16 興行施設	1 劇場、映画館及び観覧場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
17 展示施設	1 展示場 2 その他これに類する施設	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
18 遊興施設	1 ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋及びカラオケボックス 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
19 公衆浴場	公衆浴場	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
20 宿泊施設	1 ホテル及び旅館 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
21 事務所	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	用途面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
22 公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定するバスターミナル 4 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港	すべての施設

公 益 的 施 設		指 定 施 設
23 自動車車庫	自動車車庫（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により建設大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
24 共同住宅等	1 共同住宅 2 寄宿舍	戸数（寄宿舍にあつては、共用のものを除く室数）が50を超える施設
25 複合施設	1の項から23の項までに掲げるもののうち2以上の異なる用途に供する施設	用途面積の合計が3,000平方メートルを超える施設

2 建築物以外の公共交通機関の施設

公 益 的 施 設		指 定 施 設
公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法第2条第4項に規定するバスターミナル 4 空港整備法第2条第1項に規定する空港	すべての施設

3 道路

公 益 的 施 設		指 定 施 設
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ一般交通の用に供する道路を除く。）	すべての施設

4 公園

公 益 的 施 設		指 定 施 設
1 公園・緑地	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 その他これらに類する公園で地方公共団体が設置するもの	すべての施設
2 動物園等	1 動物園及び植物園 2 遊園地	すべての施設

5 建築物以外の路外駐車場

公 益 的 施 設		指 定 施 設
路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない施設

別表第2 (第3条関係)

1 建築物

整備項目	整備基準
<p>1 出入口</p>	<p>公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
<p>2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとすること。 3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設けられるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)幅は、内のりを1.4メートル以上とすること。ただし、車いすが転回することができる構造の部分の設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2メートル以上とすることができる。 (イ)廊下等の両側には、連続した手すりを設けるよう努めること。 (ロ)高低差がある場合においては、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあつては、次の(1)から(7)までに定める構造）の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)幅は、内のりを1.2メートル以上（段を併設する場合は、90センチメートル以上）とすること。 (2)こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1）を超えないこと。 (3)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。 (4)傾斜路の両側は、立ち上がりを設けること等により転落を防ぐ構造とすること。 (5)傾斜路の両側には、手すりを設けること。ただし、段を併設する場合は、傾斜路の片側への手すりの設置とすることができる。 (6)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7)傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 (8)傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材で表面に点状の突起があるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 四1の項に定める構造の出入口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材で表面に線状の突起があるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

整備項目	整備基準
3 階段	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(共同住宅等にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造(当該公益的施設が自動車車庫である場合にあつては、次の1から4までに定める構造)とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両側には、手すりを設けること。 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
4 エレベーター	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設(用途面積の合計が2,000平方メートルを超えるものに限る。)には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者対応駐車施設という。))が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 2 かごの奥行きは、内のを1.35メートル以上とすること。 3 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを90センチメートル以上とすること。 7 かご内及び乗降口ピエには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 8 かご内及び乗降口ピエに設ける制御装置(7に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 10 乗降口ピエの幅及び奥行きは、それぞれ内のを1.5メートル以上とすること。 11 乗降口ピエには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
5 エスカレーター	<p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ステップの水平部分は、3枚以上とすること。 2 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ1.2メートル以上とすること。
6 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益的施設(共同住宅等を除く。以下この項において同じ。)に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者対応便房」という。)を設けること。 (二)車いす使用者対応便房の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 (三)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (五)床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (六)車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。 (七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。 2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置き式の小便器のある便所を1以上設けること。

整備項目	整備基準
7 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>（）車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は8の項1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>（）幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>（）車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。</p> <p>2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項1から3までに定める構造とすること。</p>
8 敷地内の通路	<p>利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項1から4までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>（）高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>（1）2の項3の（）の(1)から(6)までに定める構造とすること。</p> <p>（2）傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>（）排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。</p> <p>4 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>（）車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>（）車路と分離して設けるよう努めること。</p>
9 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を観覧席等の総数が500以下の場合にあつては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあつてはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>（）1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き1.1メートル以上とすること。</p> <p>（）床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>（）車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に入入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の1の項に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>（）高低差がある場合においては、2の項3の（）の(1)、(2)及び(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。</p> <p>3 催物において手話による通訳が行われる場合に手話の見えやすい位置に聴覚障害者のための観覧席等が確保できるようにするとともに、難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>

整備項目	整備基準
10 共同浴室	<p>利用者の利用に供する浴室を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。 3 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内より80センチメートル以上とすること。 4 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
11 更衣室及びシャワー室(以下「更衣室等」という。)	<p>利用者の利用に供する更衣室等を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の更衣室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。 3 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内より80センチメートル以上とすること。 4 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
12 客室	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設(用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。)の客室(宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。)のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 (二)6の項1の(一)から(五)までに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 (三)車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する10の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。 2 宿泊施設の客室(1に定める構造の客室を除く。)のうち1以上の客室には、音、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
13 受付カウンター及び記載台(以下「受付カウンター等」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合には、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者の利用に配慮した高さとする。 (二)下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。 2 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者の利用しやすい空間を設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造に準じたものとする。 3 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機並びに公衆ファクシミリを設けること。

整備項目	整備基準
15 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、当該券売機は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者が円滑に使用できるよう高さに配慮した券売機を1以上設けること。 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に使用できるよう配慮した券売機を1以上設けること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
16 案内標示等	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。 2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるとするよう努めること。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のり90センチメートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。
2 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	<p>利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合には、当該段は、第1号の表3の項1から4までに定める構造に準じたものとする。 3 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項3の㉓に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす用特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	<p>利用者の利用に供する階段は、第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。</p>
4 エレベーター	<p>1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所第1号の表4の項1から7までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。</p>
5 エスカレーター	<p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、第1号の表5の項に定める構造とするよう努めること。</p>
6 乗降場	<p>利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。 3 縁端には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
7 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、第1号の表6の項1に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置きの小便器を1以上設けること。
8 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。</p>

3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。 3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとする。 5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下同じ）を敷設すること。
2 横断歩道橋及び地下横断歩道(以下「立体横断施設」という。)	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。 2 階段には、回り段を設けないこと。 3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。 4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。
3 案内標示	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。 2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。
4 その他の設備	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。</p>

4 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のり1.2メートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅員は、1.2メートル以上とすること。 2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 (二)第1号の表2の項3のロに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。 6 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。

整備項目	整備基準
3 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、第1号の表6の項に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。
4 駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、第1号の表7の項1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。
5 案内標示	案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。
6 附帯設備	ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

5 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1 出入口(自動車のみ用の用に供するものを除く。)のうち1以上は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)幅は、内のり90センチメートル以上とすること。 (二)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 2 次に定める構造の車いす使用者対応駐車スペースを1以上設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 (二)幅は、3.5メートル以上とすること。 (三)車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。 3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。

別表第3 (第4条、第6条、第9条関係)

区分	図 書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称、屈出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、高齢者、障害者等の利用する経路の位置及び幅並びに高齢者、障害者等の利用する経路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置

区 分	図 書	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建築物	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、受付等から建築物の出入口までの廊下等に敷設された視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、廊下等の位置及び幅、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法、エスカレーターの位置、車いす使用者対応便房の位置及びその寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅、車いす使用者用席の位置及び寸法、車いす使用者用席からその室の出入口までの通路の位置及び幅、客室に設けられた車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び公共交通機関の施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに届出に係る公共交通機関の施設と他の施設との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口の位置及び幅、通路等の位置、通路等に設けられる傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法、エスカレーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けられるさく及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、車いす使用者対応便房の位置及びその寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位並びに歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
公園	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、主要な園路の位置、幅、縦断こう配及び横断こう配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の路外駐車場	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者対応スペースの位置及び幅、車いす使用者対応スペースから出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

3. 設 計 編 の 見 方

設計編では、1つの整備基準の項目に対し見開き2ページにその解説をまとめてあります。(一部の項目を除く。)また、整備基準の解説だけでなく、設計する際に配慮すべき事項も合わせて解説しています。実際の設計では建物等の敷地や立地を考慮し、建築主や設計者の工夫で整備基準と配慮すべき事項をうまく組み合わせ「だれもが住みよい」施設づくりを目指すことが必要になります。設計編はその際の分かりやすい手引きとなるよう、次のような構成により、整備基準や配慮事項を示しています。

● 項 目

そのページに解説している条例の整備基準の項目を示しています。

● 基本的な考え方

その項目に関する整備をどのような観点から整備すればよいか、基本的な考えを簡潔にまとめてあります。

● 整備のポイント

その項目に関する整備を考えると、どのような点に気をつけて整備をすべきかその着眼点を示しています。

● 整備基準の要点

その項目に関する整備基準の要点を、条例に基づく規則に定められている整備基準とその他配慮することが望ましい例に分けて解説しています。

●印：条例に定められている整備基準

◎印：県整備基準以外にも配慮することが望ましい例

● 宮城県整備基準

整備基準の要点と実際の条文を対比しながら整備の要点を理解していただくために条文を併記してあります。

● ハートビル法誘導的基準

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）の規定による認定を受ける場合に必要となる建設大臣が定めた誘導的基準の概要（県整備基準と重複するものを除く。）を示しています。なお、ハートビル法は、建築物を対象にしています。

● 図表・イラストによる解説

県整備基準や、その他配慮することが望ましい内容を図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

●印：県整備基準

●項目

●基本的な考え方

建築物 1 (3)

建築物・1 (3) 階段

建築物 1 (3)

階段は高層部、降着部等にとって大きな負担となる箇所です。手すりの設置や、ゆつたりとしたこう形を確保し、昇降しやすい階段とすることが必要です。また、転落防止の安全対策や降着時の滑りに対する配慮も必要です。

整備のポイント	整備基準の要点 <small>消防庁「建築物等防火技術基準」 第50条の4</small>	宮城県整備基準
1 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ◎階段に連続して設置する。 ◎高さを揃えた2段の手すりを設置する。 ◎踏み面最低分も連続した手すりを設置する。 ◎手すりの起始点に両手標示を設置する。 	<p>3 階段</p> <p>昇降部は、かつ、昇降部上へ通ずる出入口がない場合に併せて階段（昇降部を兼ねた階段）は、防火の観点から防火区画の境界が自動巻上装置である場合は、次の1から4まで定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階段は、手すりを設けること。 2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上踏み面を設けない構造とすることが必要な場合には、この限りでない。 3 表板は、階段とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 表板の色をけりあげた色と明視性の高い色を用いること等により段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。 5 階段の上段と下段に隣接する階下等及び隣り階の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
2 階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ◎階段の段を設けないこと。 ◎転倒防止のため適宜踏み面を設ける。 ◎つえ器用者のつえが滑り落ちないように斜めに5cm以上の立ち上がりをつける。 	<p>階段の形状は、転倒防止の観点から、踏み面を設けない構造とすること。ただし、建築物の構造上踏み面を設けない構造とすることが必要な場合には、この限りでない。</p>
3 床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ◎階段の踏み面は、滑りにくい材料で仕上げる。 	<p>表板は、階段とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
4 けりあげ、踏面等	<ul style="list-style-type: none"> ◎けりあげは、引っ掛かりなどを防止するための5cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じることができるだけ同一寸法とする。 ◎階段こう形はなるべく緩やかにするよう配慮する。 	<p>階段は、手すりを設けること。</p> <p>また、階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上踏み面を設けない構造とすることが必要な場合には、この限りでない。</p>
5 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◎視覚障害者等が階段の段を識別できるように、踏み面を設けない構造とすること。 ◎転倒防止は大きく分かつたりしないとする。 	<p>視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>
6 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎急降部、降着部等に配慮した防火戸とする。 	

階段の設計例

高さも揃えた2段の手すりの設置

20cm段差

30cm段差

手すりの起始点に両手標示を設置

転落防止用床材の敷設

けりあげを設ける

同一階段ではけりあげと踏面の寸法を揃えて同一とする

120cm以上

75-85cm段差

15-20cm段差

階段に手すりを設ける。高さも揃えた2段の手すり。

けりあげ18cm以下

フンスリップ

けりあげ20cm以下

●印：県整備基準

県ハートビル法誘導的基準

■方向性：160cm以上

■けりあげ：16cm以下

■踏面：30cm以上

■手すり：両側に設置

●図表・イラストによる解説

●宮城県整備基準

●整備基準の要点

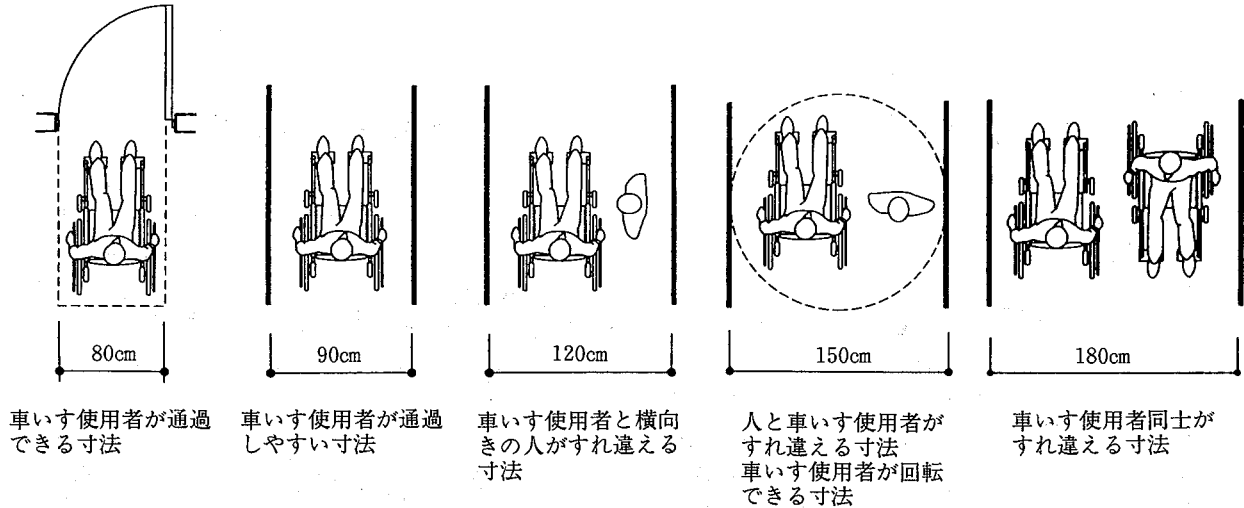
●整備のポイント

●ハートビル法誘導的基準

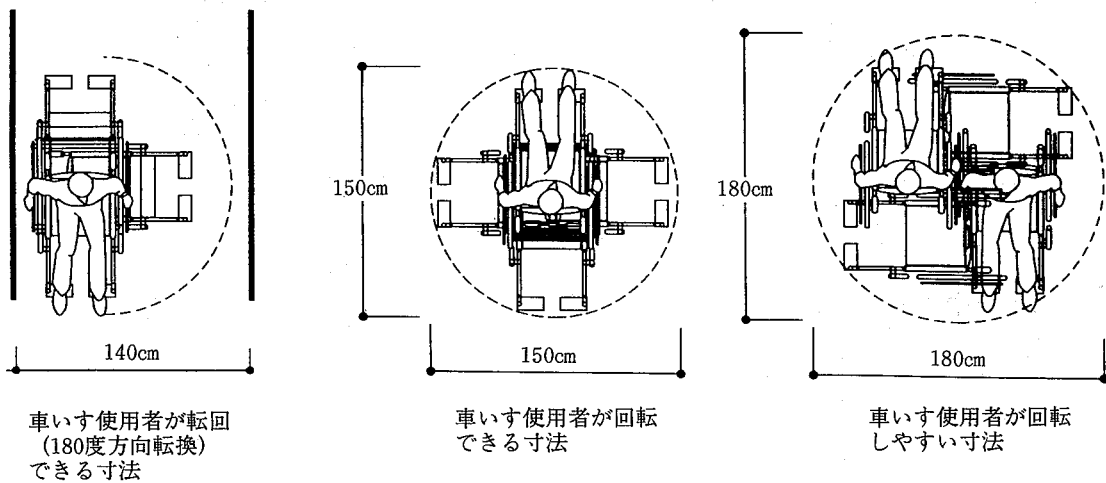
4. 基準等の基本的な考え方

1. 車いす使用者の動作方法

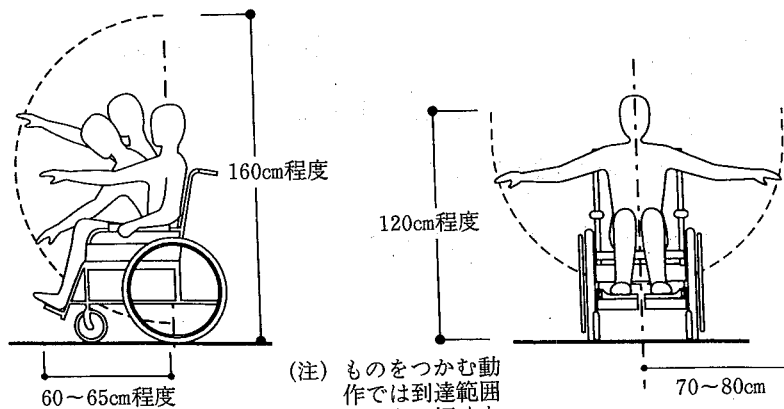
● 通過寸法



● 転回(方向転換)及び回転寸法



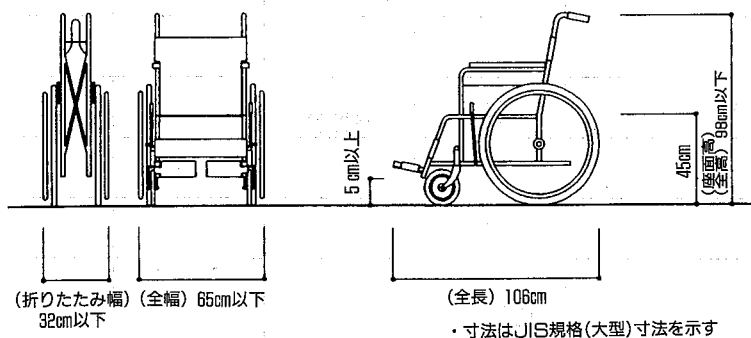
● 手の届く範囲



(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

2. 車いすの基本寸法

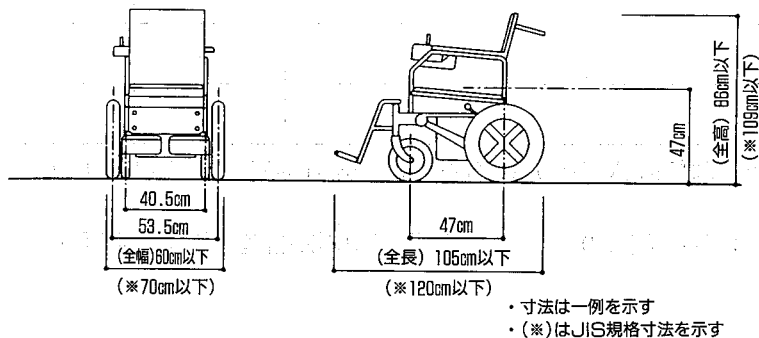
● 手動車いすの寸法



JIS T9201(車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ形、和室用や電動車いす等がある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

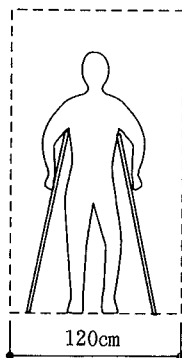
● 電動車いすの寸法 JIS T9203 (電動車いす)



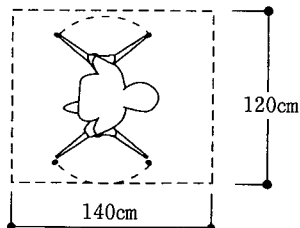
電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。その性能は、登坂力10°(17.6%)以上、段差の乗り越えは、屋外用で4.0cm以上となっている。一充電連続走行時間は、平坦路4~5時間程度(軽量型)のものが多い。

3. 杖使用者の動作寸法

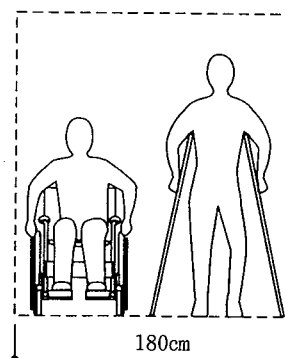
● 通過寸法



松葉杖使用者が通過しやすい寸法



松葉杖使用者の動作寸法



車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

●出入口、通路等の幅の適用

	80cm	90cm	120cm	140cm
出入口（※1）		○		
廊下の幅（主要な経路）（※2）			○ (但書の場合)	○
傾斜路の幅		○ (段を併設する場合)	○	
エレベーターの出入口		○		
車いす利用者対応便所、便所の出入口	○ (便房)	○ (便所)		
敷地内通路の幅			○	
車いす利用者観覧席に至る通路の幅			○	
脱衣室、脱衣場及び洗い場の出入口	○ (ブース)	○		
更衣室及びシャワー室、更衣ブース及びシャワーブースの出入口	○ (ブース)	○		
改札口の幅		○		
公園の出入口			○	
公園の主要な園路の幅			○	

※1) 利用者の利用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうちそれぞれ1以上の出入口

※2) ただし、車いすが転回することができる構造の部分設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合

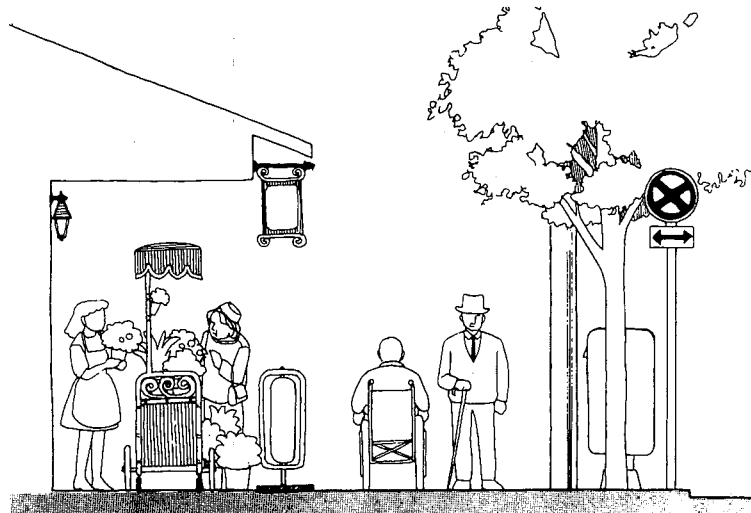
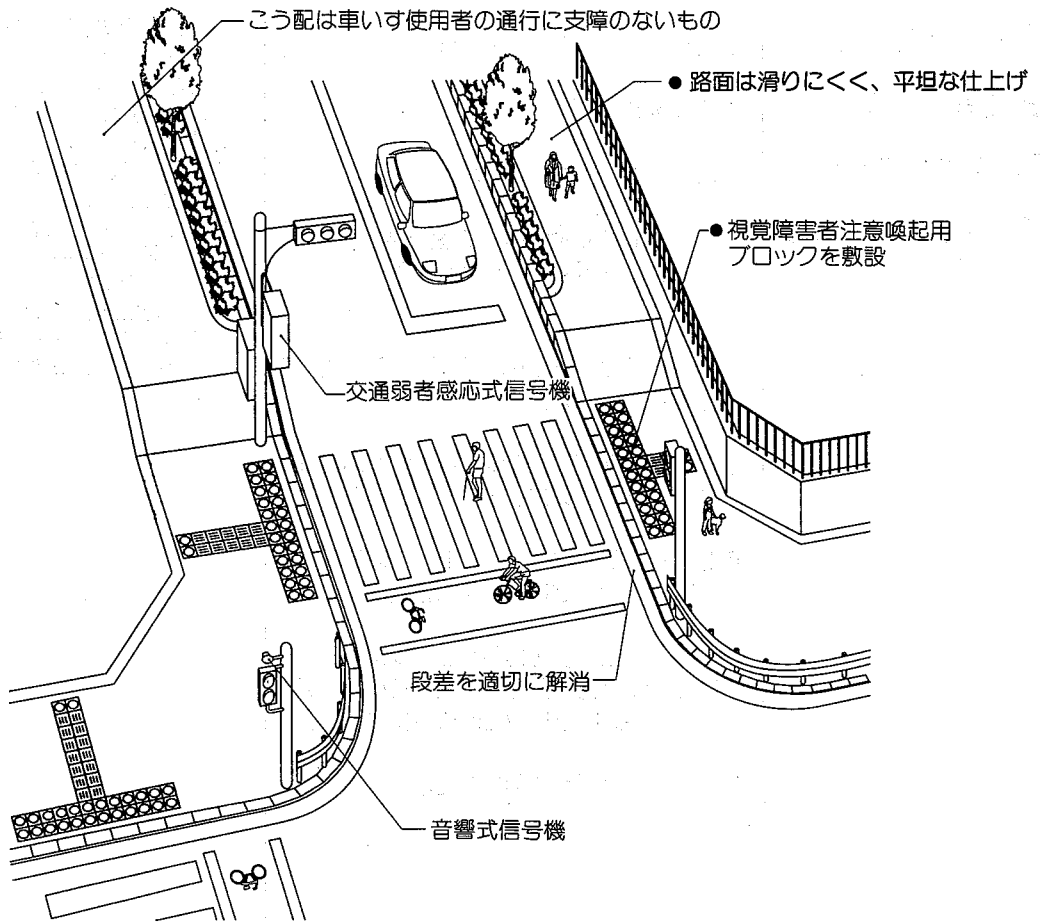
5. 道路(1)

歩道等

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 路面の仕上材	●滑りにくい材料で仕上げ、かつ平坦とする。	1 歩道等 歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。
2 歩道等の幅	●車いすどうしが円滑にすれちがいがやすい幅員とする。 ◎車いす利用者、歩行者、自転車の通行を配慮すると3.0m以上の有効幅員が必要になる。 ◎信号待ちやバス待ちの歩行者によって他の歩行者の通行がさまたげられないよう、滞留のためのスペースを確保する。	1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。 3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとする。
3 排水溝	●車いすのキャスターが排水溝などに落ちこまない構造の溝ふたを設ける。 ◎グレーチングのベアリングバーのピッチを細かくし、進行方向と直角になるように配置する。	5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下同じ）を敷設すること。
4 歩道と車道のすりつけ	●横断歩道等における、歩道と車道のすりつけは車いす使用者の支障とならないよう配慮する。	
5 視覚障害者への配慮	●必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。 ◎音響式信号を設置する。	

基本的な考え方

歩道は、高齢者、障害者等の社会参加や行動範囲に深く関わるものであり、すべての人々が安全でしかも快適に歩行し移動できるように車道と分離し整備されなければなりません。



●印：県整備基準

道路(2)

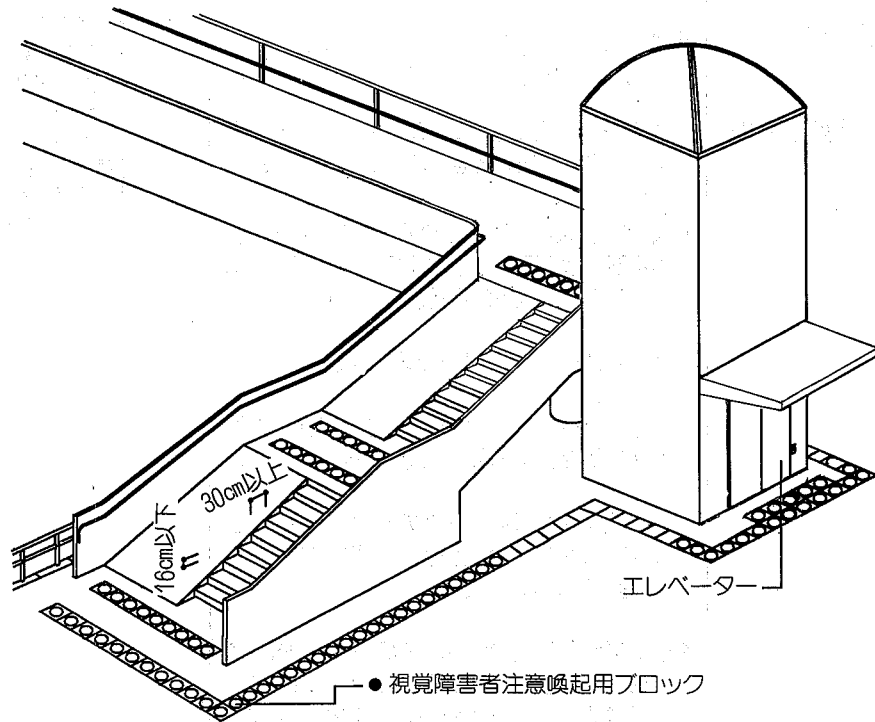
横断歩道及び地下横断歩道

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
<p>1 表面の仕上材</p> <p>2 階段の形状</p> <p>3 手すりの設置</p> <p>4 視覚障害者への配慮</p>	<p>○粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>○回り段を設けない。</p> <p>○両側に手すりを設ける。</p> <p>○必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎横断歩道の階段下は、視覚障害者の衝突防止に配慮する。</p> <p>◎高齢者、障害者等の利用を考慮してエレベーター・エスカレーターを設置する。</p> <p>◎地下道の明るさについては、高齢者等の通行に支障がないように配慮する。</p> <p>◎階段、スロープの開始地点等に必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎階段に点字標示を設置する。</p>	<p>2 横断歩道橋及び地下横断歩道 (以下「立体横断施設」という。)</p> <p>立体横断施設を設ける場合には、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>

基本的な考え方

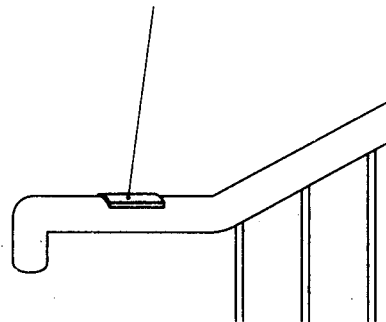
立体横断施設はエレベーター、エクスレーター併用により、高齢者、障害者等が、安全かつ自由に移動できる施設で、設置にあたり安全性及び他の施設との関連を考慮して決定することが必要です。

横断歩道橋の例



点字標示の設置例

点字標示
(横断歩道橋名、位置などを点字
または記号等で表記したもの)



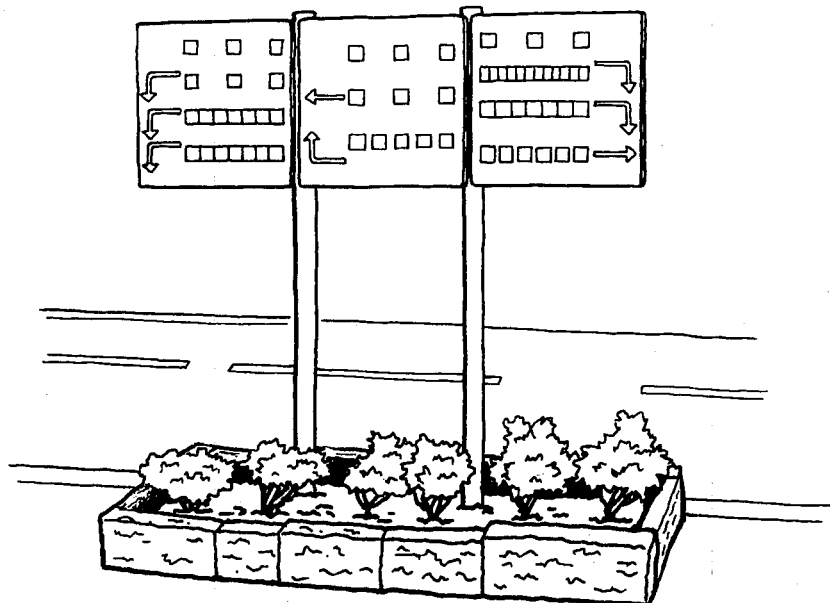
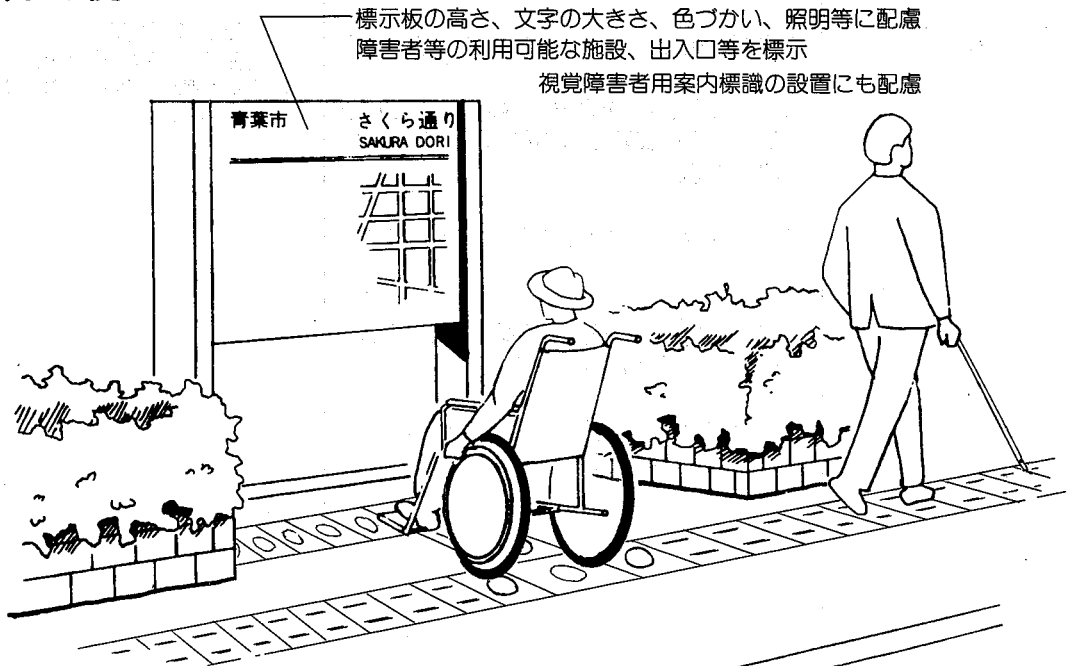
●印：県整備基準

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 案内標示の整備</p> <p>2 設置箇所等の配慮</p>	<p>●必要に応じ公共施設等の案内標示を整備するよう努める。</p> <p>●高齢者、障害者等にわかりやすい設置箇所や表記方法に配慮したものとするよう努める。</p> <p>◎案内標示は、大きめで分かりやすい文字や記号で表示し、主要な案内標示は、必要に応じ外国語の併記も考慮する。</p> <p>◎色づかい、照明等にも配慮する。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図等を用いた視覚障害者用案内標識を設置する。</p> <p>◎標示板の高さは、一般の交通標識よりも低く、車いす使用者等にも見やすい位置を選んで設置する。</p> <p>◎案内標示は、視覚障害者の歩行を妨げないよう歩道側突出部等のない構造とするとともに、標示の利用者が他の歩行者等の妨げにならないように配慮する。</p>	<p>3 案内標示</p> <p>1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。</p> <p>2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。</p>

基本的な考え方

高齢者、障害者等が目的の場所に安全に到達できるようにするため、障害の特性に配慮した案内標示を計画的に配置することが必要です。

案内標示の例



道路(4)

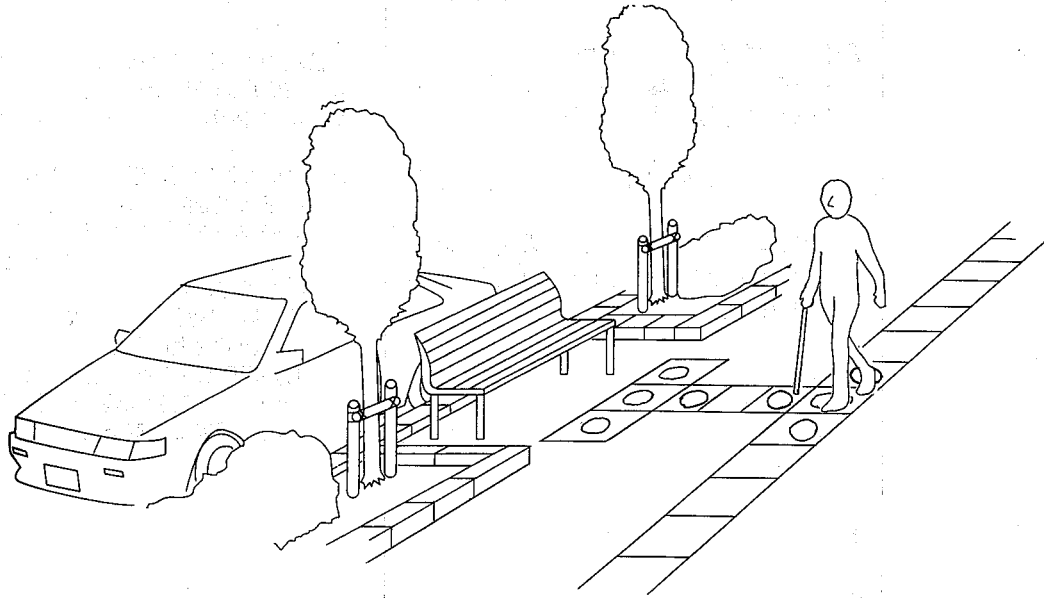
その他の設備

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 ベンチの設置</p>	<p>●必要に応じてベンチを設けるよう努める。</p> <p>◎一般歩行者等の通行や、車いす、自転車等の通行の支障にならない箇所を選定し設置する。</p> <p>◎車いすが接近できるよう十分な空間を確保する。</p> <p>◎歩道にベンチを設置する場合は、有効幅員にベンチ幅を加算する。</p> <p>◎車いす使用者を考慮し、標準の高さは、40cm～45cmとする。</p>	<p>4 その他の設備</p> <p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。</p>

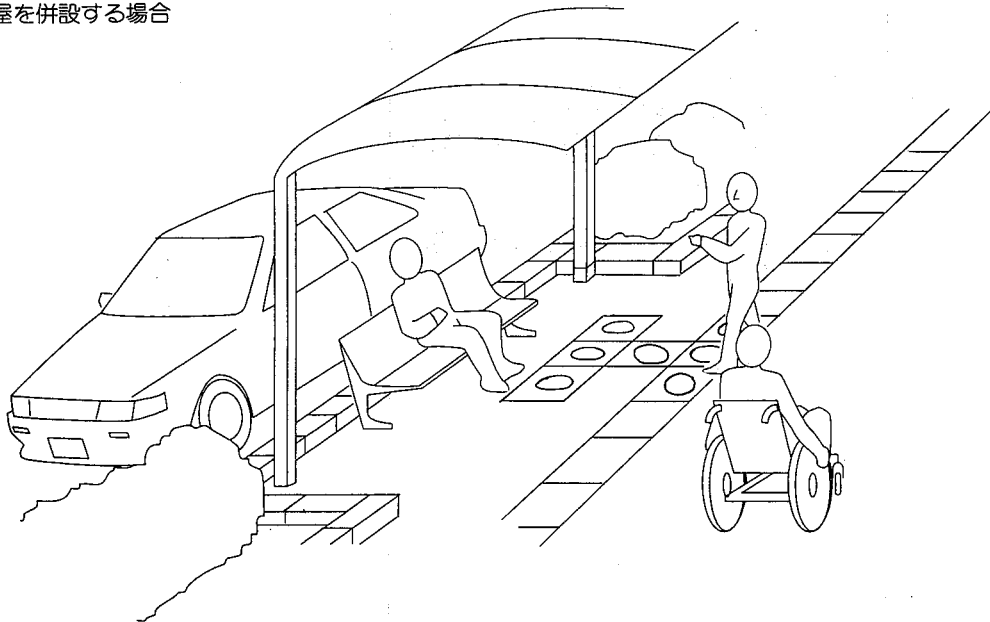
基本的な考え方

高齢者、障害者等が、歩行中に休憩や交流ができる設備として、必要に応じ、ベンチ等を設けることが望まれます。

ベンチを設置する場合



上屋を併設する場合



6. 公園(1)

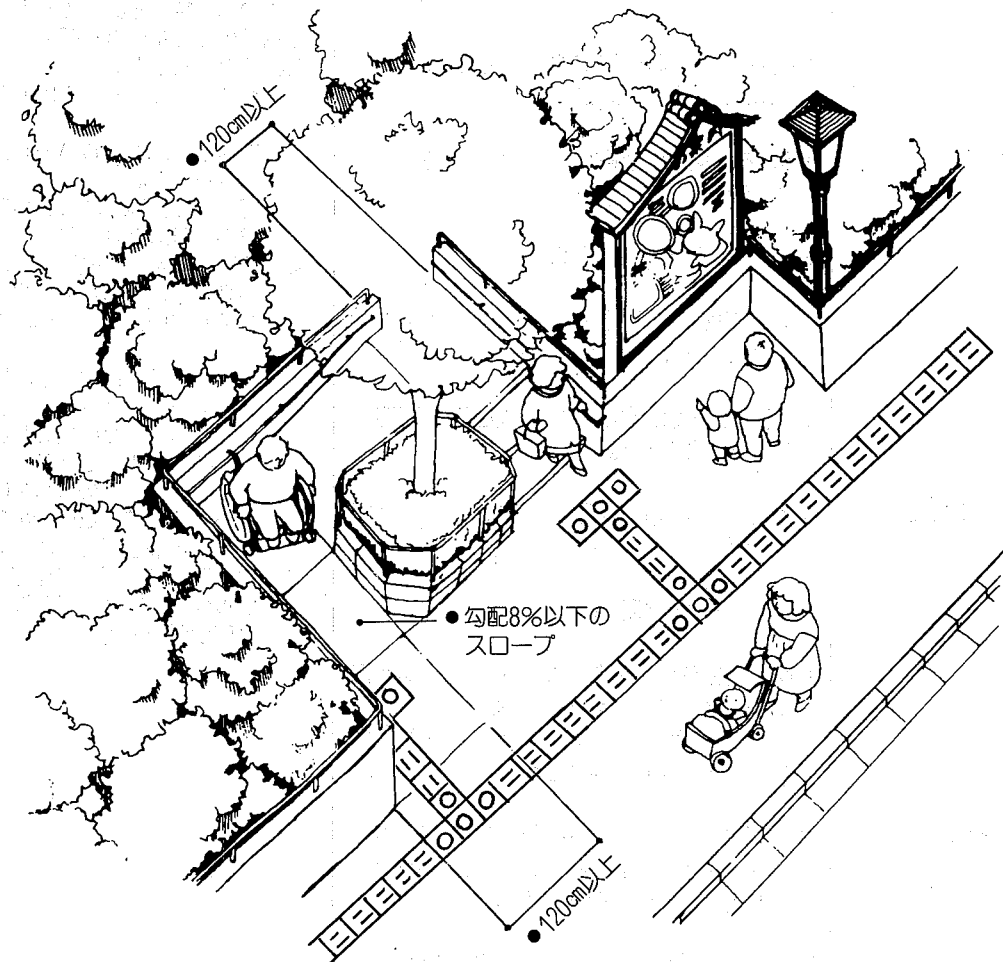
出入口

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 出入口の幅</p> <p>2 段の構造</p> <p>3 表面の仕上材</p> <p>4 視覚障害者への配慮</p>	<p>●車いす利用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす利用者の通行可能な園路と連絡させる。</p> <p>●出入口の有効幅員は、1.2m以上とする。</p> <p>◎さくを設ける場合は、間隔は標準で90cm、車止めさくの前には1.5m以上の水平部分を設ける。</p> <p>●段は設けない。</p> <p>●やむを得ず段を設ける場合は、勾配8%（1/12.5）以下のスロープを設ける。</p> <p>●表面は滑りにくい材料を採用する。</p> <p>●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎案内板の文字はできる限り大きなものとし、見やすい色彩で表示するとともに、ピクトグラフ（絵文字の表示）を併用するものとする。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図、音声案内を設ける。</p>	<p>1 出入口 公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 幅は、内りのり1.2メートル以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。</p> <p>3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>

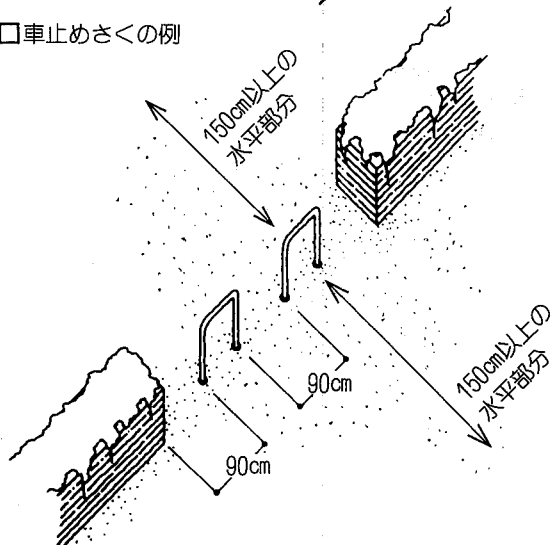
基本的な考え方

公園等には、車いす利用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させることが必要です。

公園出入口のスロープと案内板例



□車止めさくの例



●印：県整備基準

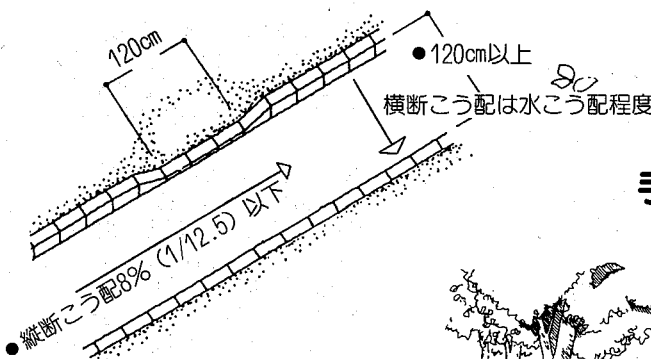
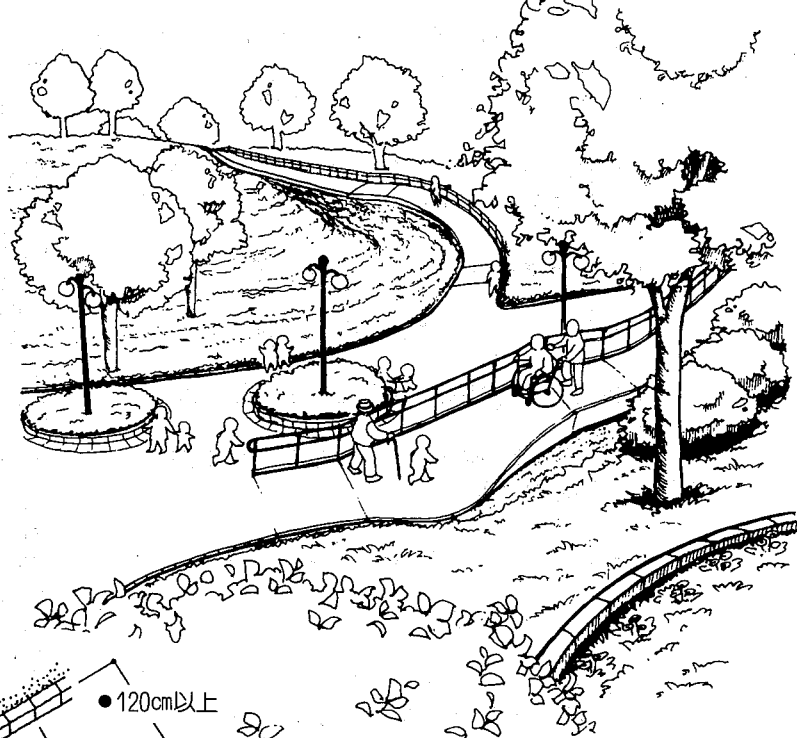
公園(2)

園路

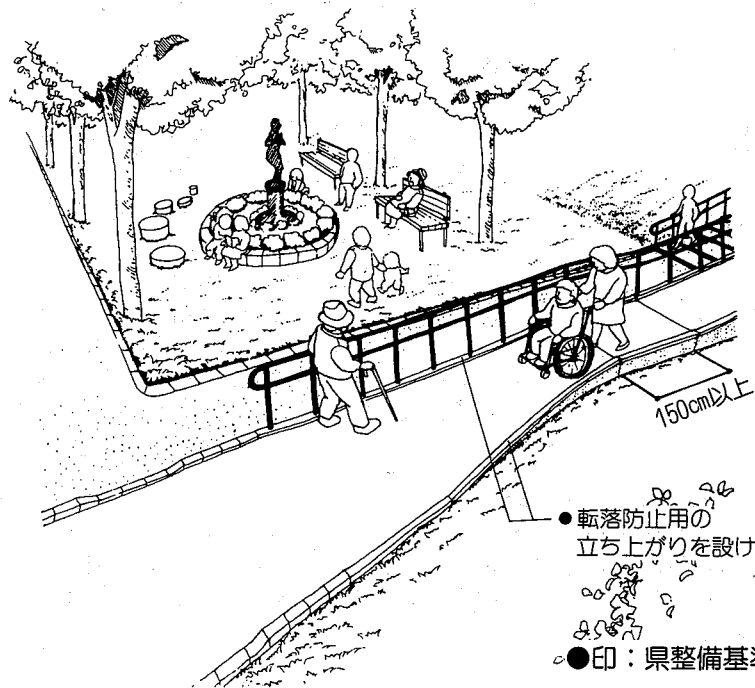
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 園路の幅	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の有効幅員は、1.2m以上とする。 ◎分岐点やすれ違いを必要とする場合は、1.8m以上確保したい。 	<p>2 園路 1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p>
2 園路のこう配	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の縦断こう配は8% (1/12.5) 以下とする。 ◎1/25以下とすることが望ましい。 ◎こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設ける。 ◎横断こう配は水こう配程度とし、可能な限り水平にする。 	<p>1 幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 (ハ)第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 (ロ)第1号の表2の項3のロに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。</p>
3 路面の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●路面は、平坦で路面の滑りにくい仕上げとする。 ◎極力砂利敷は用いない。 	<p>6 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>
4 排水口	<ul style="list-style-type: none"> ●園路を横断する排水溝等を設ける場合には、そのふたと長路面との段差をなくし、スリット等は車いすのキャスターやつえが落ち込まないものとする。 	
5 段差の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●段差は極力設けないようにするが、やむを得ず設ける場合は、次のような構造の階段とスロープを併設する。 ●1-(3)階段及び1-(2)廊下等2参照。 	
6 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。 	

公園内の園路は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に通行しやすい構造とすることが必要です。

安全性に配慮された園路例



手すりのついたスロープの設置例



公園(3)

便所

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：国・県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 車いす利用者対応便所の設置</p> <p>2 出入口</p> <p>3 床の仕上材</p> <p>4 表示</p> <p>5 洗面器の設置</p> <p>6 男子用小便器の設置</p> <p>7 水栓器具</p> <p>8 緊急時対策</p> <p>9 その他</p>	<p>●公益的施設には、車いす利用者対応便房を設けた便所を1以上設ける。 (男女の区分のある時はそれぞれ1以上)</p> <p>●車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保する。</p> <p>●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。</p> <p>●便所の出入口の幅は内のり90cm以上</p> <p>●車いす利用者対応便房の出入口の幅は内のり80cm以上</p> <p>●出入口の戸は車いす使用者が円滑に開閉・通過できる構造とする。</p> <p>●車いすの支障となる段を設けない。</p> <p>●粗面又は滑りにくい材料とする。</p> <p>●車いす利用者対応便房を設けていること及びだれでも使用できることを見やすい方法で表示する。</p> <p>●車いす使用者が使用できる洗面器を1以上設ける。</p> <p>◎洗面器の下の排水管は車いすのフットレストに当たらない位置に計画する。</p> <p>●手すり付きの床置き式小便器を1以上設ける。</p> <p>◎フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等の操作の容易なものを採用する。</p> <p>◎蛇口水栓はレバー式や光感知等の操作が容易なものとする。</p> <p>◎緊急時の呼び出しブザーの設置を配慮する。</p> <p>◎簡易介護ベッド(1m×0.6m程度)、ペーパーシート、荷物置台等の設置を考慮する。</p> <p>◎十分な照度を確保した鐘を車いす使用者に配慮した高さに設置する。</p>	<p>6 便所</p> <p>1 公益的施設(共同住宅等を除く。以下この項において同じ。)に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす利用者対応便房」という。)を設けること。</p> <p>(二)車いす利用者対応便房の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>(三)車いす利用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(四)車いす利用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(五)床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(六)車いす利用者対応便房の出入口及び当該車いす利用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす利用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。</p> <p>2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置き式小便器のある便所を1以上設けること。</p>

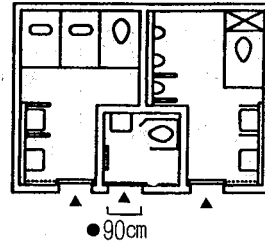
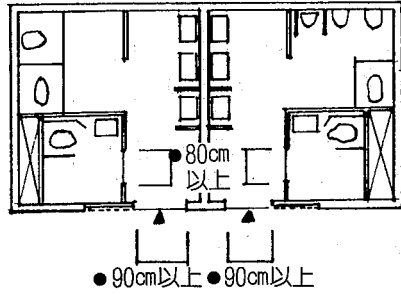
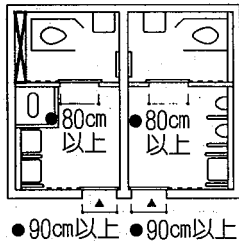
■ハートビル法誘導的基準■

- 誘導的基準では、車いす利用者用駐車施設のない駐車場階には設置を要さない
- 車いす利用者用便房を不特定多数の者が利用する階ごとに、便房総数の2% (200を越える部分は1%) 以上の設置

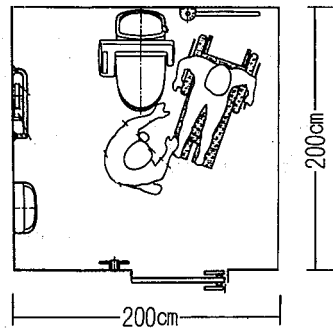
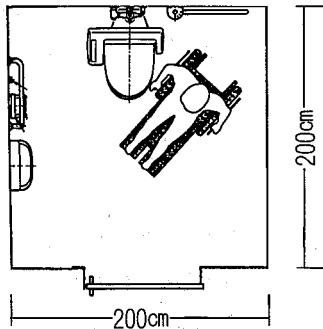
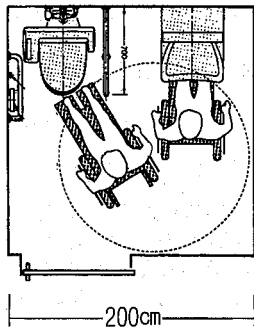
基本設計指針

車いす使用者が、便器に移動するために必要なスペースを確保した便房を設置することが基本的な条件です。便房内には高齢者や障害者等にとって使いやすい手すりや器具の配置を配慮することが大切です。また、広いスペースが確保された便房は、妊婦や乳幼児連れの母親などの使用にも適しているため、だれでも使えるよう表示などに配慮することも大切です。

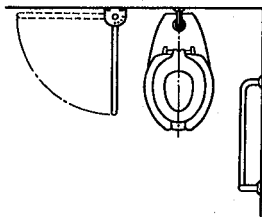
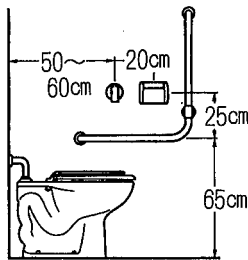
□ 便所の計画例



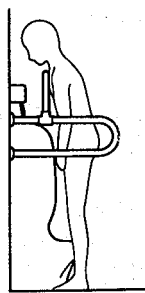
□ 便器へのアプローチと空間条件



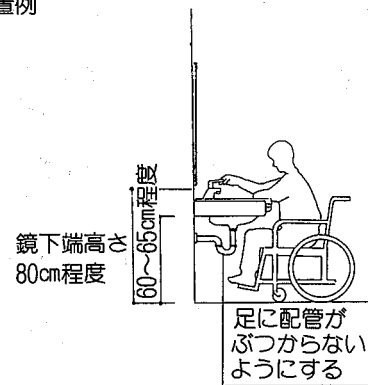
□ 腰掛便座と手すりの設置例



□ 手すり付き
床置き式小便器の設置例

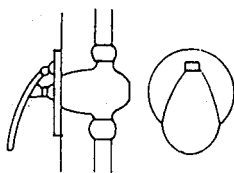


□ 洗面器の設置例

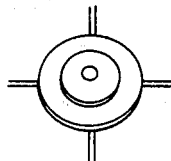


□ フラッシュバルブ

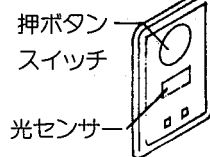
〔くつぺら式〕



〔足踏式〕



〔光感知式〕



□ 表示



●印：具整備基準

公園(4)

駐車場

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：宮城県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 車いす利用者対応 駐車施設の設置	●利用者の利用に供する駐車場には車いす 利用者対応駐車施設を1以上設ける。	7 駐車場 1 利用者の利用に供する駐車場（共 同住宅等に設けられるものを除く。） には、次に定める構造の車いす使 用者対応駐車施設を1以上設ける こと。
2 建物の出入口から の経路	●車いす利用者対応駐車施設は建物の出入口 から距離ができるだけ近い位置に設ける。 ◎車道と通路を分離して計画する。	(-)車いす利用者対応駐車施設へ通 ずる1の項に定める構造の出入 口から当該車いす利用者対応駐 車施設に至る経路(2に定める 構造の駐車場内の通路又は8の 項1から3までに定める構造の 敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位 置に設けること。
3 車いす利用者対応 駐車施設の幅	●3.5m以上とする。 ◎乗降用スペースは1.4m以上とする。 ◎乗降用スペースは車体分スペース両側に 設ける。	□幅は、3.5メートル以上とするこ と。
4 車いす利用者対応 駐車施設の表示	●車いす利用者対応であることを分かりや すく表示する。 ◎立て札による表示のほか、駐車スペース の路面に直接ペイント書きで表示する。 ◎道路から車いす利用者対応駐車施設に至 るまで円滑に誘導できるよう表示する。	□幅は、3.5メートル以上とするこ と。 ◎車いす利用者に対応するもので ある旨を表示すること。
5 駐車場内の通路	●1-8敷地内の通路に定める構造とする。	2 車いす利用者対応駐車施設へ通 ずる1の項に定める構造の出入口か ら車いす利用者対応駐車施設に至 る駐車場内の通路は、8の項1か ら3までに定める構造とすること。
6 緊急時対策	◎緊急時、非常時に備え、管理人の呼び出 し設備を設ける。	
7 その他安全等の確保	◎見通しの悪い箇所にはカーブミラー等の 安全対策を施す。 ◎車いす利用者対応駐車施設及び通路には、 車いす使用者が雨の日も濡れずに利用で きるよう屋根を設ける。	

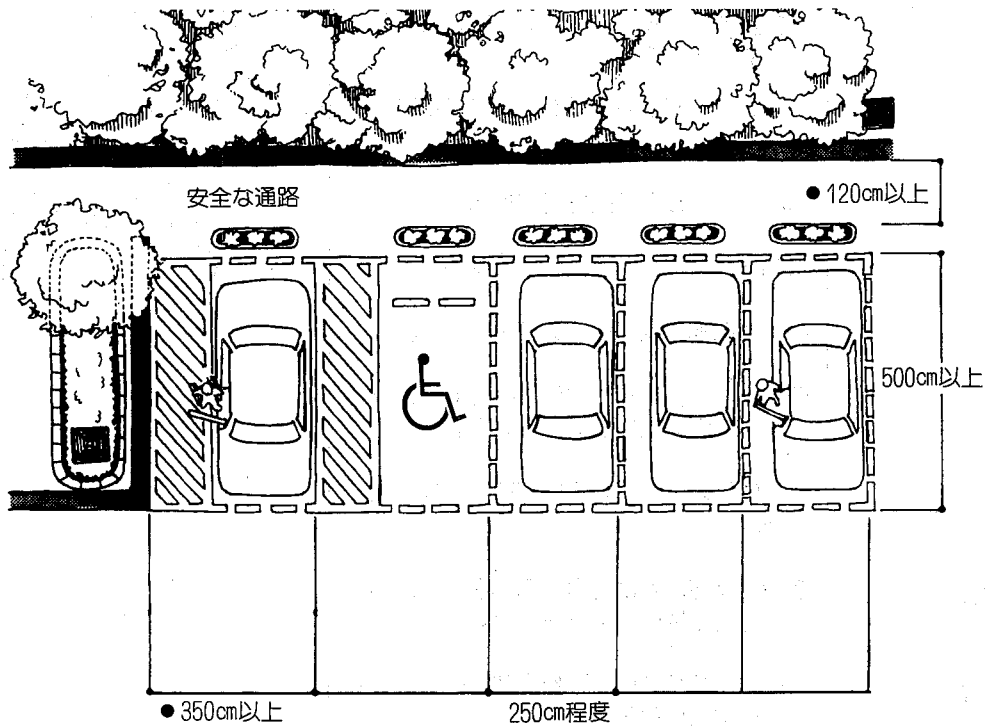
■ハートビル法誘導的基準■

全駐車台数	車いす利用者用駐車区画数
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

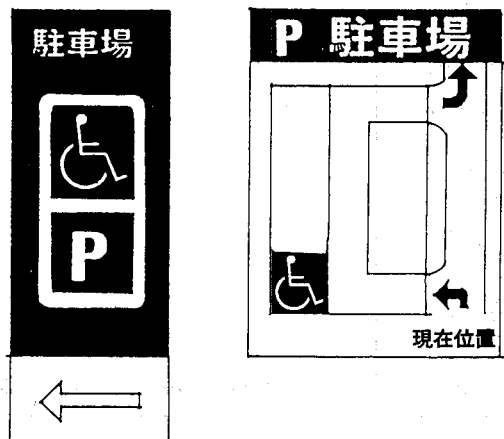
基本的な考え方

自動車は、高齢者、障害者等にとって、自由に行動し、また社会活動に参加する場合にきわめて有効な移動手段です。そのため、障害を持つ人達が利用しやすい駐車スペースを確保することが重要となります。

駐車場まわりと安全な通路



立札による表示例



障害者のための国際シンボルマーク

- 大きさ 10cm角以上45cm角以内
- 色 青地に白マーク又はその逆



●印：県整備基準

公園(5)

案内標示等

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 案内標示の設置	<p>●高齢者、障害者等にも分かりやすいよう設置箇所、表記方法に配慮したものとす るよう努める。</p>	<p>16 案内標示等</p>
2 表記方法	<p>◎大きめの文字や図など分かりやすいデザインのものとする。</p> <p>◎必要に応じ外国語を併記する。</p> <p>◎必要に応じ照明器具を内蔵する。</p> <p>◎必要に応じ点字併用の表記とする。</p> <p>◎高齢者や白内障の黄変化視界でも分かりやすい赤や黒などで表記する。</p> <p>◎案内板には、触知図や音声装置を併用する。</p>	<p>1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすよう努めること。</p> <p>2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることが出来るものとすよう努めること。</p>
3 設置高さ	<p>◎車いす使用者に配慮する場合、床からの中心高さは90～95cm程度とする。</p>	
4 設置場所	<p>◎誘導用の案内は曲がり角ごとの分かりやすい位置に設置する。</p> <p>◎逆光や反射グレアが生じないよう設置位置、照明に配慮する。</p> <p>◎車いす使用者等の障害者が利用可能な設備や施設にその旨を分かりやすく表示する。</p>	
5 呼出し標示	<p>◎受付等では文字標示と合わせて音声案内、電光掲示を併用することが望ましい。</p>	
6 非常警報装置	<p>●非常警報装置は光、音その他の方法により視覚障害者、聴覚障害者に非常事態を知らせることが出来るように努める。</p>	
7 誘導用音声案内装置	<p>◎必要に応じ音声案内装置を併用する。</p>	

■ハートビル法誘導的基準■

■特に基準の定めはない。

基本的な考え方

案内板は、だれにも分かりやすくするために位置や大きさ、色彩や点字の併用、また、音声や光による誘導など、きめ細かな配慮が必要となります。設置するに当たっては適切な配置計画をし、分かりやすく、かつ通行の妨げとならないようにすることが大切です。

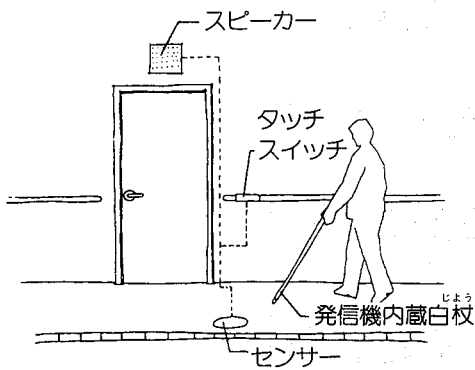
建築物の用途別の火災情報伝達手段

対象物区分	視覚障害者別	緊急発生事実の伝達						緊急情報の伝達（避難情報）				避難方向等の伝達				
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレータ	キセノンランプ	磁気ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障害者用床材等	光走行式避難誘導
劇場等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	△				○	△	○			○
社会福祉施設	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	△				○	△	○			○
集会所等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	○				○		○			○
ホテル等	視覚障害	○	○	○	○	△		○	○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	○	○			○		○			○

注) ○は、視覚障害者又は聴覚障害者全般に対し有効なもの
△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの

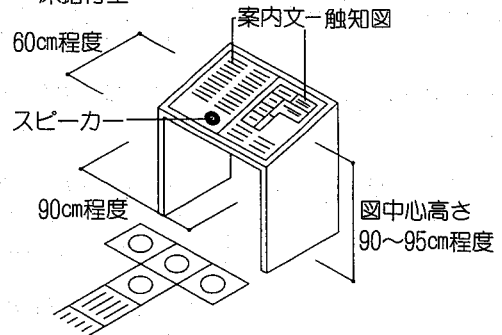
誘導用音声案内装置のしくみの例

・つえ式

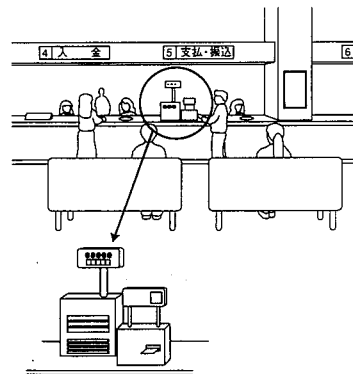
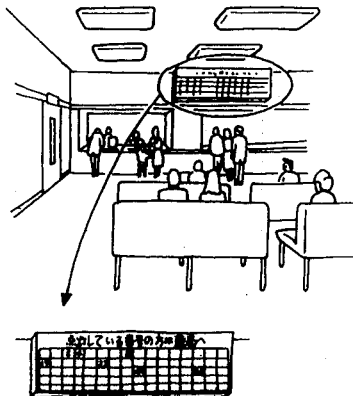


音声付き触知図案内板の例

・床据付型



電光掲示による呼出しカウンター例

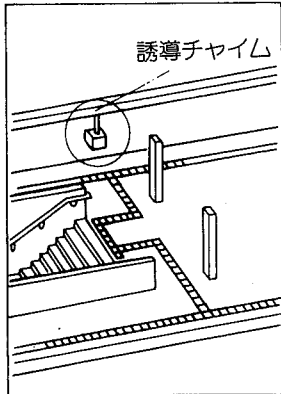


案内標示

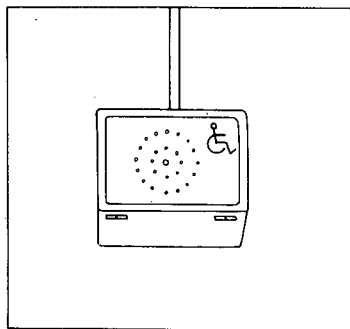
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 設置箇所	●設置箇所、表記方法等に配慮したものとす。	8 案内標示 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすよう努めること。
2 表記方法	◎できるだけ大きい文字を使用しはつきりと分かりやすい色彩で表示し、見やすい位置に設け十分な照明設備を設ける。 ◎主要な案内板は必要に応じ外国語を併記する。	
3 主要施設の案内標示	◎主要施設の案内は施設名は、はつきりと表示し、ピクトグラフ(絵文字の標識)を併用する。	
4 目的駅の検索の簡素化	◎駅の切符売り場等における時刻表、案内標示、料金表の文字を大きく見やすいものとする。	
5 点字案内板及び触知図式案内板等	◎駅施設の配置が複雑な場合には、出入口付近に主要な施設配置を表示した点字案内板又は触知図式案内板等を設けることが望ましい。また、音声案内も考慮したインターホンの併設も考慮する。	
6 手すりの点字標示	◎両端及び曲がり角には点字又は記号による案内標示をとりつける。	
7 乗降場(ホーム)での案内	◎入線の際、放送案内のほか電光掲示板などの文字による案内標示を設ける。	
8 視覚障害者誘導用床材等	◎主要施設への案内誘導は視覚障害者誘導用床材、階段、乗降場などの危険の標示は視覚障害者注意喚起用床材を敷設する。 ◎駅の出入口、階段の降り口、点字触知図式案内表示板等の上方には、音声による案内装置や誘導チャイムを設置する。	
9 緊急時の案内	◎緊急時に改札口内外などの見えやすい場所に文字による案内標示を設ける。	

基本的な考え方

公共交通は、高齢者、障害者等の行動範囲を広げるために重要な手段です。目的地までの複雑な経路を安全かつ快適に到達できるようにするには、施設の整備と適切な情報の提供、標示等に配慮することが必要です。



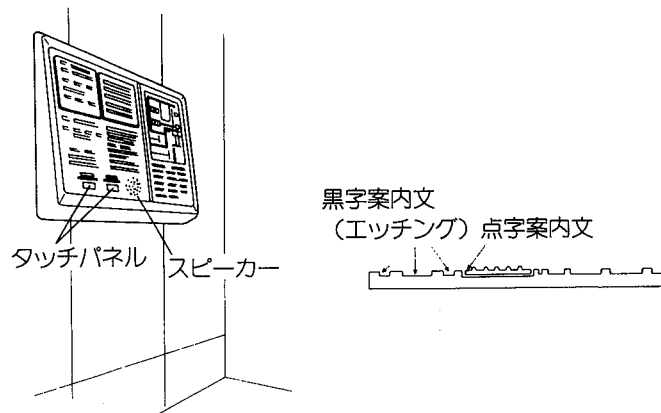
誘導チャイルム



拡大図

- 設置箇所、表記方法等に配慮したものとする

音声触知図案内板の例



- 印：県整備基準

公園(6)

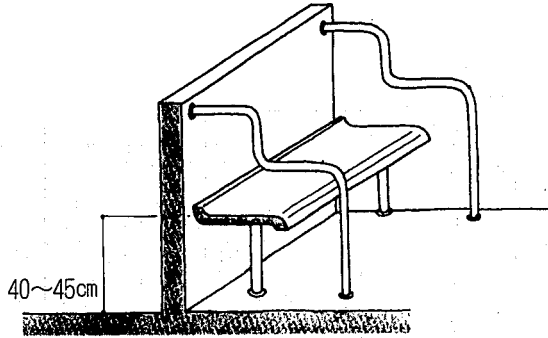
附帯設備

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：宮城県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 ベンチ	◎車いす使用者を考慮したベンチを設ける場合の標準の高さは40cm～45cmとする。ベンチの両端に立ち座り補助・手すり兼用となるようなひじ掛けを設ける。	6 附帯設備 ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とするよう努めること。
2 野外卓	◎車いすが接近できるよう、使用方向に1.5m以上の水平方向を設ける。 ◎卓の下部には、車いす使用者での利用に支障となるものは避け、車いすのフットレスト及びひざが入るスペースを設ける。 ◎卓間を車いすが移動できるよう2.2m以上の間隔を確保する。	
3 水飲み場	◎飲み口は上向きとし、飲み口までの高さは70～80cm程度とする。また、車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm程度のスペースを確保する。 ◎車いすが接近しやすいように1.5m四方のスペースを確保する。	

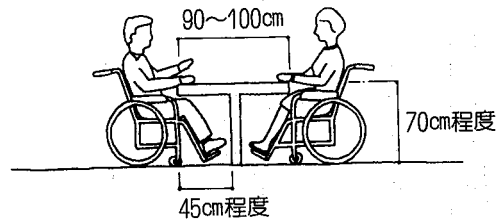
基本的な考え方

附帯設備は構内あるいは自然の雰囲気損なうことなく公園環境に合わせたデザインとし、使いやすく愛着の持てるものとして整備することが望まれます。また、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが大切です。

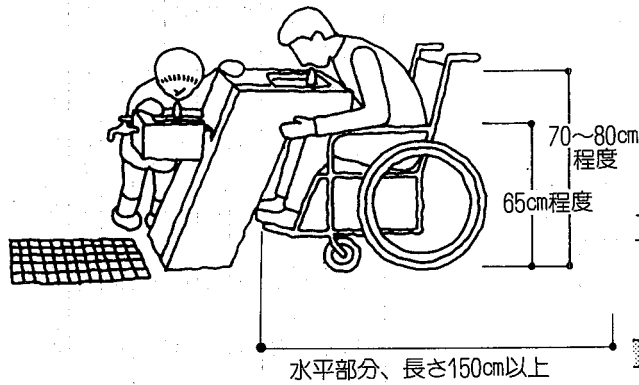
ベンチの例



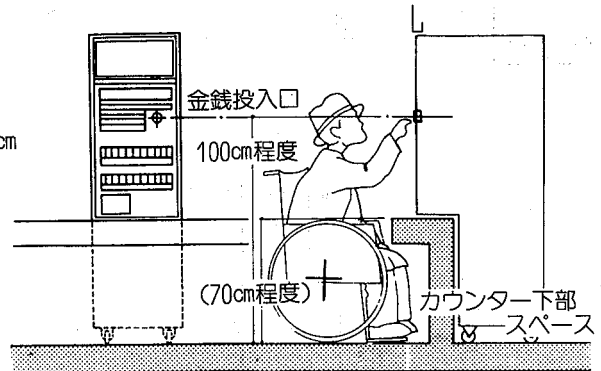
野外卓の例



水飲み場の例



券売機の例



工種記号	(東北) US1-B()-H() (型) (幅) (高さ)
名称	U型側溝 (プレキャスト)

[適用条件]

歩道あるいはそれと同等以下の場所で「ふたなし」「かぶせふた」に使用する。

[仕様]

基礎材はクラッシャーラン (最大粒径80mm) とする。なお、地下排水工の上に設置する場合は基礎材は不要である。

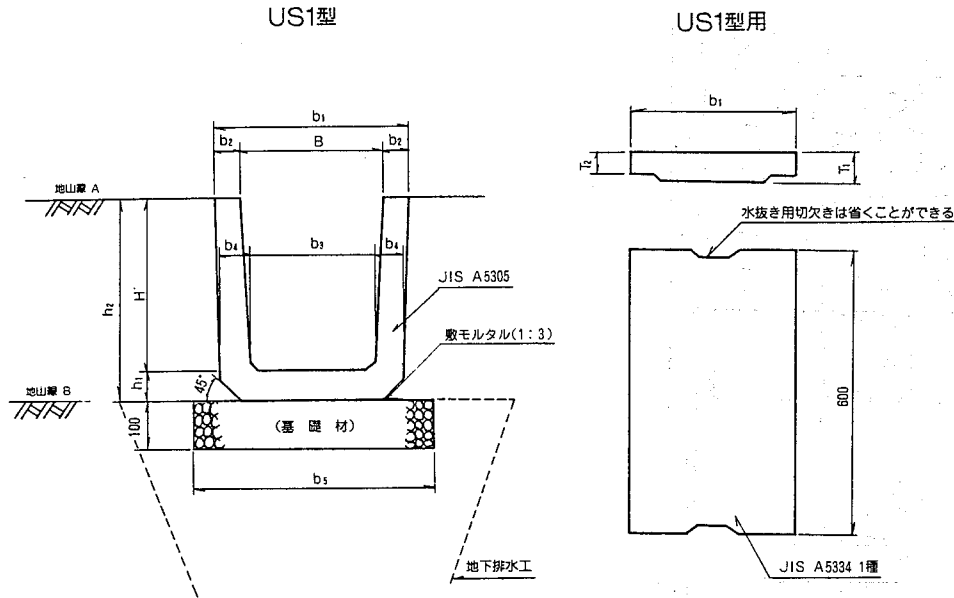
[設計表示寸法]

US1-B()-H()-F()-L=〇〇m
(型) (幅) (高さ) (ふたの有無) (延長)

US1型用ふた

記号	寸法表 (mm)			参考重量 (kg/枚)
	b ₁	T ₁	T ₂	
US1-B240	330	45	40	21
US1-B300	400	60	50	34
US1-B360	450	65	55	43
US1-B450	560	70	60	56
US1-B600	740	75	65	80

※軽車両を考慮する場合は、JIS A5334 2種を使用すること。



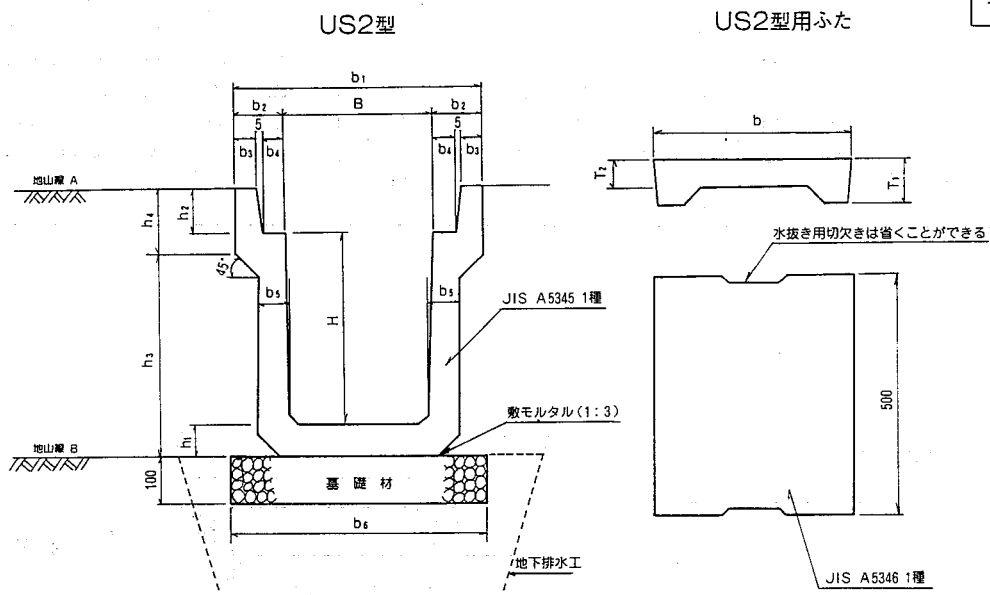
側溝 l=0.6m

記号	寸法表 (mm)									参考数量表 (10m当り)						
	B	H	b ₁	b ₂	b ₃	b ₄	b ₅	h ₁	h ₂	側溝個数	覆蓋 (kg/個)	ふた枚数	基礎材 (m ³)	床 (m ³)	掘り戻し (m ³)	敷モルタル (m ²)
US1-B240-H240	240	240	330	45	220	50	440	50	290	16.5	53	16.6	0.4	3.1	1.7	0.07
US1-B300-H240	300	240	400	50	260	60	500	60	300	16.5	69	16.6	0.5	3.4	1.8	0.09
US1-B300-H300	300	300	400	50	260	60	500	60	360	16.5	79	16.6	0.5	4.0	2.1	0.09
US1-B300-H360	300	360	400	50	260	60	500	65	425	16.5	92	16.6	0.5	4.7	2.5	0.09
US1-B360-H300	360	300	460	50	310	65	560	65	365	16.5	90	16.6	0.6	4.4	2.2	0.11
US1-B360-H360	360	360	460	50	310	65	560	65	425	16.5	100	16.6	0.6	5.0	2.5	0.11
US1-B450-H450	450	450	560	55	400	70	630	70	520	16.5	139	16.6	0.8	6.6	3.1	0.13
US1-B600-H600	600	600	740	70	540	80	800	80	680	16.5	211	16.6	0.8	9.6	4.0	0.18

※設計図および現地状況から地山線A・Bを選択する

上段は地山線A
下段は地山線B

工種記号	(東北) US2-B()-H() (型) (幅) (深さ)
名称	U型側溝(プレキャスト)



【適用条件】

歩道、あるいはそれと同等以下の場所で「落しふた」に使用する。

【仕様】

基礎材は、クラッシャーラン(最大粒径80mm)とする。なお地下排水工の上に設置する場合は基礎材は不要である。

【設計表示方法】

US 2 -B()-H()-F()-L=OOm
(型) (幅) (深さ) (ふたの有無) (延長)

US2型用ふた

記号	寸法表 (mm)			参考重量 (kg/枚)
	b	T ₁	T ₂	
US2-B250	362	90	55	29
US2-B300	412	95	55	33
US2-B400	512	110	65	47
US2-B500	622	125	75	65

側溝 ℓ=2m

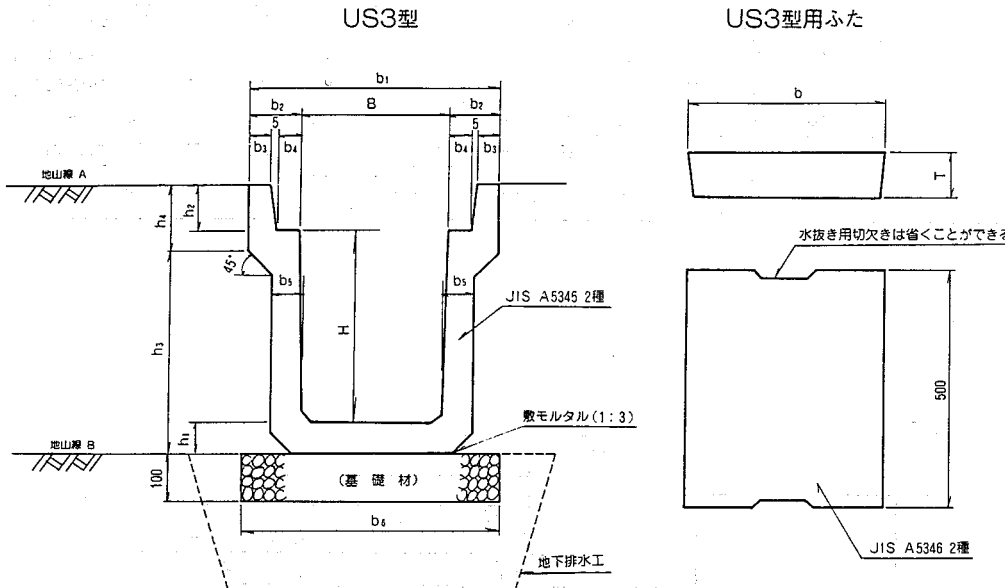
記号	寸法表 (mm)												参考数量表 (10m当り)						
	B	H	b ₁	b ₂	b ₃	b ₄	b ₅	b ₆	h ₁	h ₂	h ₃	h ₄	側溝個数	重量(kg/個)	ふた枚数	基礎材	床掘(m ²)	埋戻し(m ²)	敷モルタル(m ²)
US2-B250-H250	250	250	450	100	40	55	55	500	50	90	270	120	5	271	20	0.5	4.2	2.2	0.09
US2-B300-H300	300	300	500	100	40	55	60	560	50	95	325	120	5	320	20	0.6	5.0	3.0	0.11
US2-B300-H400	300	400	500	100	40	55	65	560	55	95	430	120	5	392	20	0.6	6.1	3.2	0.11
US2-B300-H500	300	500	500	100	40	55	70	560	60	95	535	120	5	469	20	0.6	7.1	3.8	0.11
US2-B400-H400	400	400	600	100	40	55	65	660	55	110	430	135	5	425	20	0.7	6.9	3.2	0.14
US2-B400-H500	400	500	600	100	40	55	70	660	60	110	535	135	5	504	20	0.7	8.0	3.9	0.14
US2-B500-H500	500	500	720	110	45	60	70	760	60	125	535	150	5	552	20	0.8	9.0	3.9	0.17
US2-B500-H600	500	600	720	110	45	60	75	760	65	125	640	150	5	639	20	0.8	10.2	4.5	0.17

寸法h₁は、b₅の寸法と同一にすることができる。

※設計図および現地の状況から地山線A・Bを選択する。

上段は地山線A
下段は地山線B

工種記号	(東北) US3-B()-H()
名称	U型側溝 (プレキャスト)



[適用条件]

路側に設置され、輪荷重の影響または載荷重が考えられる場合に使用する (T-20相当)。

[仕様]

基礎材は、クラッシャーラン(最大粒径80mm)とする。なお、地下排水工の上に設置する場合は基礎材は不要である。

[設計表示方法]

US3-B()-H()-F()-L=00m
(型) (幅) (高さ) (ふたの有無) (延長)

US3型用ふた

記号	寸法表 (mm)		参考重量 (kg/枚)
	b	T	
US3-B250	362	90	37
US3-B300	412	95	45
US3-B400	512	110	65
US3-B500	622	125	91

側溝 ℓ=2m

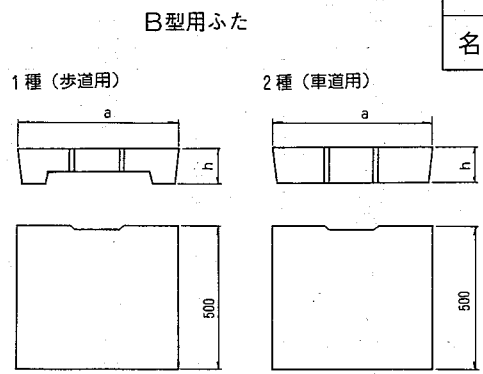
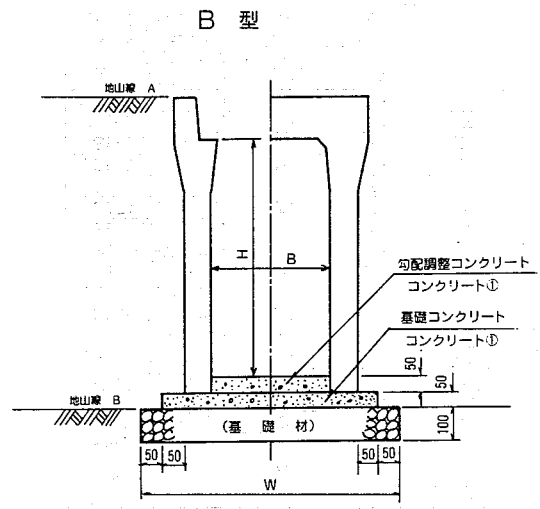
記号	寸法表 (mm)												参考数量表 (10m当り)						
	B	H	b ₁	b ₂	b ₃	b ₄	b ₅	b ₆	h ₁	h ₂	h ₃	h ₄	側溝個数	重量(kg/個)	ふた枚数	基礎材(m ³)	床掘(m ²)	埋戻し(m ²)	敷モルタル(m ³)
US3-B250-H250	250	250	460	105	45	55	65	500	55	90	275	120	5	307	20	0.5	4.3	2.2	0.09
US3-B300-H300	300	300	520	110	50	55	70	560	60	95	315	140	5	390	20	0.6	5.2	2.6	0.11
US3-B300-H400	300	400	520	110	50	55	70	530	65	95	420	140	5	451	20	0.5	6.2	3.2	0.10
US3-B300-H500	300	500	520	110	50	55	80	540	70	95	525	140	5	556	20	0.5	7.3	3.8	0.10
US3-B400-H400	400	400	630	115	55	55	70	630	70	110	440	140	5	504	20	0.6	7.1	3.3	0.13
US3-B400-H500	400	500	630	115	55	55	80	640	75	110	545	140	5	611	20	0.6	8.3	3.9	0.13
US3-B500-H500	500	500	750	125	60	60	80	740	80	125	550	155	5	685	20	0.7	9.3	4.0	0.16
US3-B500-H600	500	600	750	125	60	60	90	750	90	125	640	175	5	837	20	0.8	10.8	4.6	0.17

寸法h₁は、b₆の寸法と同一にすることができる。

※設計図および現地の状況から地山線A・Bを選択する。

上段は地山線A、下段は地山線B

工種記号	(東北) US9-B-B()-H()
名 称	U型側溝(プレキャスト勾配可変型)



1 種			2 種		
記号	寸法表(mm)	参考重量(kg/枚)	記号	寸法表(mm)	参考重量(kg/枚)
	a h			a h	
B-300	400 95	30	B-300	400 95	40
B-400	500 110	43	B-400	500 110	59

【適用条件】

動水勾配を確保する必要がある場合(勾配自在)や深溝を必要とする場合等に使用する。

【仕 様】

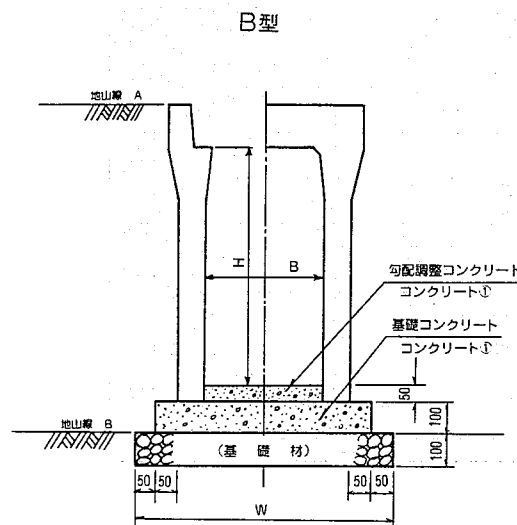
- コンクリート設計基準強度 $\sigma_{ck} = 280\text{kg/cm}^2$
 コンクリート許容曲げ圧縮応力度 $\sigma_{ca} = 100\text{kg/cm}^2$
 鉄筋の許容引張応力度(SD30) $\sigma_{sa} = 1800\text{kg/cm}^2$
 (SWM-B) $\sigma_{sa} = 1400\text{kg/cm}^2$
- コンクリート ① 呼び強度
 勾配調整コンクリート } $\sigma_{ck} = 160\text{kg/cm}^2$
 基礎コンクリート }
- 基礎材は、クラッシャーラン(最大粒径80mm)とする。

【設計表示方法】

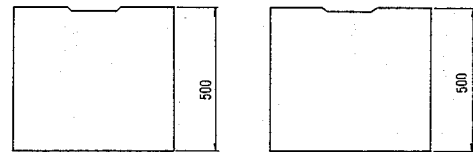
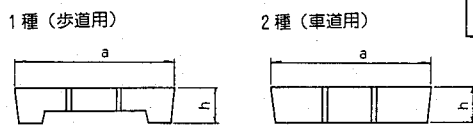
US9-B-B()-H()-L=〇〇m
 (型) (幅) (高さ) (延長)

記 号	寸 法 表 (mm)			参 考 数 量 表 (10m当り)										
	B	H	W	勾配調整コンクリート (m ²)	基礎コンクリート (m ²)	型 枠 (m ²)	側溝個数	重 量 (kg/個)	ふた枚数	基礎材 (m ³)	床 掘 A (m ²)	埋戻し A (m ²)	床 掘 B (m ²)	埋戻し B (m ²)
US9-B-B300-H 300	300	300	600	0.2	0.3	1	5	326	10	0.6	5.6	2.8	0.6	0
US9-B-B300-H 400	300	400	610	0.2	0.3	1	5	405	10	0.6	6.6	3.4	0.6	0
US9-B-B300-H 500	300	500	610	0.2	0.3	1	5	458	10	0.6	7.6	4.0	0.6	0
US9-B-B300-H 600	300	600	630	0.2	0.3	1	5	568	10	0.6	8.8	4.6	0.6	0
US9-B-B300-H 700	300	700	630	0.2	0.3	1	5	628	10	0.6	9.8	5.2	0.6	0
US9-B-B300-H 800	300	800	650	0.2	0.3	1	5	768	10	0.7	11.1	5.8	0.7	0
US9-B-B300-H 900	300	900	650	0.2	0.3	1	5	840	10	0.7	18.1	12.4	0.7	0
US9-B-B300-H1000	300	1000	670	0.2	0.3	1	5	1005	10	0.7	20.6	14.2	0.7	0
US9-B-B300-H1100	300	1100	670	0.2	0.3	1	5	1087	10	0.7	22.9	16.0	0.7	0
US9-B-B400-H 400	400	400	710	0.2	0.3	1	5	460	10	0.7	7.5	3.4	0.7	0
US9-B-B400-H 500	400	500	720	0.2	0.3	1	5	540	10	0.7	8.7	4.0	0.7	0
US9-B-B400-H 600	400	600	720	0.2	0.3	1	5	597	10	0.7	9.8	4.6	0.7	0
US9-B-B400-H 700	400	700	740	0.2	0.3	1	5	722	10	0.7	11.1	5.3	0.7	0
US9-B-B400-H 800	400	800	740	0.2	0.3	1	5	789	10	0.7	17.4	11.0	0.7	0
US9-B-B400-H 900	400	900	760	0.2	0.3	1	5	940	10	0.8	19.8	12.7	0.8	0
US9-B-B400-H1000	400	1000	760	0.2	0.3	1	5	1017	10	0.8	22.1	14.4	0.8	0
US9-B-B400-H1100	400	1100	780	0.2	0.3	1	5	1197	10	0.8	24.8	16.3	0.8	0
US9-B-B400-H1200	400	1200	780	0.2	0.3	1	5	1284	10	0.8	27.4	18.3	0.8	0

※① 設計図及び現地の状況から地山線A・Bを選択する。
 ※② 勾配調整コンクリートは、5cm等厚で算出してある。施工にあたっては、勾配の調整により変わるので注意する事。



B型用ふた



1 種

記号	寸法表(mm)		参考重量(kg/枚)
	a	h	
B-500	600	125	54
B-600	700	140	71

2 種

記号	寸法表(mm)		参考重量(kg/枚)
	a	h	
B-500	600	125	82
B-600	700	140	108

工種記号 (東北) US9-B-B()-H()
(型) (幅) (高さ)

名称 U型側溝(プレキャスト勾配可変型)

[適用条件]
 動水勾配を確保する必要がある場合(勾配自在)や深溝を必要とする場合等に使用する。

- [仕様]
- コンクリート設計基準強度 $\sigma_{ck} = 280\text{kg/cm}^2$
 コンクリート許容曲げ圧縮応力度 $\sigma_{ca} = 100\text{kg/cm}^2$
 鉄筋の許容引張応力度(SD30) $\sigma_{sa} = 1800\text{kg/cm}^2$
 (SWM-B) $\sigma_{sa} = 1400\text{kg/cm}^2$
 - コンクリート ① 呼び強度
 勾配調整コンクリート } $\sigma_{ck} = 160\text{kg/cm}^2$
 基礎コンクリート }
 - 基礎材は、クラッシャーラン(最大粒径80mm)とする。

[設計表示方法]
 US9-B-B()-H()-L=00m
(型) (幅) (高さ) (延長)

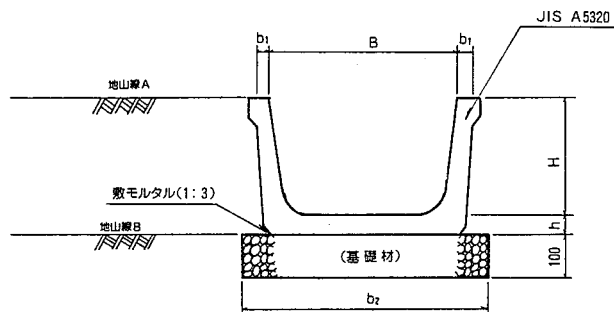
側溝L=2m (10m当り)

記号	寸法表(mm)			参考数量										
	B	H	W	勾配調整コンクリート(m ²)	基礎コンクリート(m ²)	型枠(m ²)	側溝個数	量(kg/個)	ふた枚数	基礎材(m ²)	床掘A(m ²)	埋戻しA(m ²)	床掘B(m ²)	埋戻しB(m ²)
US9-B-B500-H 400	500	400	820	0.3	0.7	2	5	547	10	0.8	9.1	3.7	0.8	0
US9-B-B500-H 500	500	500	820	0.3	0.7	2	5	604	10	0.8	10.3	4.3	0.8	0
US9-B-B500-H 600	500	600	840	0.3	0.7	2	5	722	10	0.8	11.7	5.0	0.8	0
US9-B-B500-H 700	500	700	840	0.3	0.7	2	5	789	10	0.8	12.9	5.6	0.8	0
US9-B-B500-H 800	500	800	840	0.3	0.7	2	5	854	10	0.8	19.9	12.0	0.8	0
US9-B-B500-H 900	500	900	870	0.3	0.8	2	5	1051	10	0.9	22.7	13.7	0.9	0
US9-B-B500-H1000	500	1000	870	0.3	0.8	2	5	1132	10	0.9	25.2	15.6	0.9	0
US9-B-B500-H1100	500	1100	870	0.3	0.8	2	5	1214	10	0.9	27.8	17.5	0.9	0
US9-B-B500-H1200	500	1200	890	0.3	0.8	2	5	1408	10	0.9	30.8	19.6	0.9	0
US9-B-B500-H1300	500	1300	890	0.3	0.8	2	5	1500	10	0.9	33.6	21.7	0.9	0
US9-B-B500-H1400	500	1400	890	0.3	0.8	2	5	1591	10	0.9	36.5	23.9	0.9	0
US9-B-B600-H 400	600	400	920	0.3	0.8	2	5	626	10	0.9	10.0	3.8	0.9	0
US9-B-B600-H 500	600	500	920	0.3	0.8	2	5	684	10	0.9	11.3	4.4	0.9	0
US9-B-B600-H 600	600	600	920	0.3	0.8	2	5	741	10	0.9	12.7	5.0	0.9	0
US9-B-B600-H 700	600	700	950	0.3	0.9	2	5	900	10	1.0	14.3	5.7	1.0	0
US9-B-B600-H 800	600	800	950	0.3	0.9	2	5	969	10	1.0	21.6	12.2	1.0	0
US9-B-B600-H 900	600	900	950	0.3	0.9	2	5	1041	10	1.0	24.1	13.9	1.0	0
US9-B-B600-H1000	600	1000	980	0.3	0.9	2	5	1257	10	1.0	27.1	15.8	1.0	0
US9-B-B600-H1100	600	1100	980	0.3	0.9	2	5	1341	10	1.0	29.8	17.8	1.0	0
US9-B-B600-H1200	600	1200	980	0.3	0.9	2	5	1428	10	1.0	32.6	19.8	1.0	0
US9-B-B600-H1300	600	1300	1000	0.3	0.9	2	5	1639	10	1.0	35.9	22.0	1.0	0
US9-B-B600-H1400	600	1400	1000	0.3	0.9	2	5	1735	10	1.0	38.9	24.2	1.0	0
US9-B-B600-H1500	600	1500	1000	0.3	0.9	2	5	1831	10	1.0	42.1	26.6	1.0	0

※① 設計図及び現地の状況から地山線A・Bを選択する。
 ※② 勾配調整コンクリートは、5cm等厚で算出してある。施工にあたっては、勾配の調整により変わるので注意する。

工種記号	(東北)BF()-B()-H() (種別) (幅) (高さ)
名称	ベンチフリューム(プレキャスト)

BF I・BF II



[適用条件]

法尻等に設ける側溝、法面の集排水等に使用する。

[仕様]

1. 基礎材はクラッシャーラン(最大粒径80mm)とする。
2. 継ぎ手方法には、BF I(突き合せ方式)、BF II(ソケット方式)があり、現地の状況に合わせて選択する。

[設表示方法]

BF()-B()-H()-L=○○m
(種別) (幅) (高さ) (延長)

BF I・BF II

ℓ=2m

記号	寸法表 (mm)					参考数量表 (10m当り)					
	B	H	b ₁	b ₂	h	側溝個数	重量 (kg/個)	基礎材 (m ²)	床 (m ²)	掘り戻し (m ²)	敷モルタル (m ²)
BF-B200-H150	200	150	30	405	35	5	87 (97)	0.4	2.0 0.4	1.1 0	0.06
BF-B250-H175	250	175	30	450	35	5	103 (114)	0.5	2.3 0.5	1.2 0	0.08
BF-B300-H200	300	200	30	500	40	5	133 (147)	0.5	2.8 0.5	1.4 0	0.09
BF-B350-H235	350	235	35	545	45	5	175 (186)	0.5	3.3 0.5	1.6 0	0.10
BF-B400-H260	400	260	40	595	50	5	222 (246)	0.6	3.8 0.6	1.8 0	0.12
BF-B450-H295	450	295	40	640	50	5	246 (273)	0.6	4.5 0.6	2.0 0	0.13
BF-B500-H320	500	320	45	690	55	5	301 (337)	0.7	5.0 0.7	2.2 0	0.15

※設計図および現地の状況から地山線A・Bを選択する。

()はBF II

上段は地山線A
下段は地山線B